

総務常任委員会要点記録

日 時： 令和7年12月10日（水）
午前10時01分～午後2時15分
場 所： 第一委員会室

出席委員 (5人)	委員長 委員 委員 議長	小林 憲一 藤 條 たかゆき いじま 文彦 三 階 道雄	副委員長 委員	いぢち 恭子 池 田 けい子
--------------	-----------------------	---------------------------------------	------------	-------------------

出席説明員	企画政策部長	鈴木 誠	行政サービス・アセット担当部長 (兼) 総務部参事	松 田 隆 行
	健康まちづくり担当部長	林 亜衣子	協創推進室長	田 島 元
	健康まちづくり担当課長事務取扱		協創推進室次長事務取扱	
	企画課長	小 形 雄一郎	資産活用担当課長	萩 野 健太郎
	秘書広報課長	豊 田 桂 太	財政課長	赤 松 勝 也
	情報政策課長	加 藤 広 二	DX推進担当課長	細 木 郁 生
	総務部長	藤 浪 裕 永	総務契約課長	横 倉 妙 子
	人事課長	森 合 正 人	文書法制課長	薄 井 誠 嗣
	市民経済部長	磯 貝 浩 二	経済観光課長	麻 生 孝 之
	商業・観光担当課長	加 藤 大 輔		
	選挙管理委員会事務局長	高 階 靖 哲		

案 件

	件 名	審 査 結 果
1	第86号議案 権利の放棄について	可決すべきもの
2	第88号議案 多摩市友好都市検討委員会設置条例を廃止する条例の制定について	可決すべきもの
3	第89号議案 多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
4	第90号議案 多摩市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
5	第91号議案 常勤特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
6	第92号議案 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
7	第93号議案 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
8	第94号議案 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
9	第95号議案 多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
10	第106号議案 多摩市議会議員及び多摩市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
11	所管事務調査 少子高齢化時代におけるまちづくり・コミュニティの維持と発展について	了承
12	特定事件継続調査の申し出について	了承

協 議 会

	件 名	担 当 課 名

1	健幸ポイント事業（「TAMAるんるん♪」）の実施状況について	健幸まちづくり担当
2	「第六次多摩市総合計画・基本計画」の改定について	企画課
3	地方創生臨時交付金の実績報告（令和6年度）について	財政課
4	「地方公共団体情報システムの標準化・共通化」に関する進捗状況について（報告）	情報政策課
5	アセットマネジメント計画の検討状況について	行政管理課
6	東寺方複合施設の整備に向けた進捗状況について	行政管理課
7	諏訪複合施設（老人福祉館・地区市民ホール）の整備について	協創推進室
8	多摩市公契約条例の一部改正について（60歳以上労働者の適用）	総務契約課
9	多摩市のカスタマーハラスメント防止対策について	人事課
10	令和7年給与改定について	人事課
11	多摩市観光まちづくり基本方針（素案）について	商業・観光担当
12	特定生産緑地の指定について	課税課 経済観光課 都市計画課

午前10時01分開議

○**小林委員長** ただいまの出席委員は5名である。定足数に達しているので、これより総務常任委員会を開会する。

○**小林委員長** 本日配付された委員会及び協議会の資料は行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。本日の審査はお手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、第86号議案権利の放棄についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

○**藤浪総務部長** 第86号議案権利の放棄について説明申し上げる。本議案は、令和2（2020）年度に国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の家計支援として実施した特別定額給付金、いわゆる10万円の定額給付金に係る債権の放棄についてである。本件は、同事業の実施に際し、市外転出により給付要件を満たさなくなった一部の方に誤って申請書を送付し、その申請に基づく誤支給をしたことにより発生した債権返還金となる。市で支給誤りを確認後、転出先住所に返還のお願いの文書案内を送付し、その後も5年余にわたり文書及び現地訪問により重ねて催告をしてきたが、返還する意思を全く示していただかず、やむなく支払い督促とその後の債権差し押さえ命令の申し立てを行うことで昨年度預金口座から債権の一部を回収することができた。

しかしながら、これ以上の財産調査は困難で、今後の更なる回収が見込めないことから、残余の金額について権利の放棄をしたく議案として提案するものである。詳細については、横倉総務契約課長から説明させていただく。

○**横倉総務契約課長** まず、この権利の放棄の権利の内容であるが、先ほど総務部長からも説明があったように、令和2年度に新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として家計への支援を行うために実施した世帯主に10万円を給付する特別定額給付金である。これについて、市が誤支給したことにより発生した当該受給者に対する返還金となる。誤支給をしてしまった後、再三にわたり返還について文書報告によりお願い、また求めてきたところである。令和2年度から令和6年度までの間に12回にわたり文書催告を行い、そのうち2回はご自宅へも訪問したという経緯がある。

そのような経緯を経て、自主的な返還がいただけないというところがあり、今後の対応方針というところで法務相談などしながら検討し、債権回収の手続を進めることにした。そして、令和6年7月に東京簡易裁判所へ支払い督

促の申し立てをさせていただいたところである。

その後、当該人の方からは支払いの申し出や異議の申し立てがなかったため、強制執行へ進んだところである。市から裁判所に債権差し押さえ命令申し立てを送り、結果として預金の差し押さえとなったところである。これにより預金の口座から2万2,537円を回収するに至ったところである。ただ残金として7万7,463円があるところである。こちらの預金口座については給付等の関係で把握していたのでこういった形で回収したところであるが、私どもでは強制的な回収に当たっての調査権がないところであり、今後ある意味やみくもに債権の差し押さえを裁判所に申し立てることも難しい状況である。

また、当該人については、これまでの催告において返還の見込みもないところであり、これ以上財産についての詳細を把握することができない状況であり、今後返還の見込みもないところであるので、この返還金債権の権利の放棄を今回議案として上程するものである。

説明としては、以上である。

○**小林委員長** 市側の説明は終わった。質疑はあるか。池田委員。

○**池田委員** よくわからなかったが、この金額の2万2,537円は市がこれ以上差し押さえできないということであるが、これは裁判所からの金額提示なのか、それとも残金がこれだけしか残っていなかったということなのかを確認したい。

○**横倉総務契約課長** 私ども直接は預金の差し押さえができないので、先ほど申し上げたように裁判所に預金の差し押さえの申し立てをしている。そして、指定した預金口座に残金があればそれを差し押さえしてほしいというお願いをしており、結果としてその差し押さえができた段階での預金口座にあった金額の差し押さえができたという経緯である。

○**池田委員** 残金が2万2,537円だったということは、経済的にそれほど余裕があるという感じではないと想像されるが、この方は経済的に支払いができないような生活状況なのかどうかはわかっているのか。その場合、例えば福祉につながるようなことも地元ではできると思う。もちろん多摩市がそこまでどうのこうのとは言えないと思うが、その辺の生活状況はわかっているのか。

○**横倉総務契約課長** 私ども様々な調査権があるわけではないので、例えば収入の状況や何か給付を受けているのかといった情報の把握はできない。ただ、これまで2回自宅に訪問した様子からすると、それほど生活にゆとりがある

ようには見えないと感じている。そういった意味では、これまでなかなか返還がないのも、何らかの経緯があるのではないかと推測するところである。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。いちち委員。

○いちち委員 今回誤支給を行ってしまったということで、たった1件ではあるが、どういった原因でこの誤支給が起き、再発防止にどのように取り組んでいるのかをお答えいただければと思う。

○横倉総務契約課長 この給付金を支給するに当たっては、当時特別定額給付金対応のシステムを使用して対象者を抽出しているところである。令和2年7月にこの件が発覚したところであるが、給付の要件となる基準日の時点に住民であるかどうかの判定を行っており、その判定の仕様において外国人資格要件の異動登録をシステム上に反映させた上で抽出することになっていたが、そのシステム仕様に少し不具合があり、支給対象者の抽出を誤ってしまったところである。

○いちち委員 人的ミスというよりシステムエラーということなのか、それともシステムを動かす上でのヒューマンエラーの意味合いが強いということなのか。

○横倉総務契約課長 システムを機能させるに当たっては様々な確認テストを経てということになるかと思うが、そのところで事業者側も私どもも細かい確認の漏れが出てしまったのではないかと考えている。

○いちち委員 先ほども申し上げたように本当にたった1件であるし、人間ミスをするものとはいえ、やはり大切な公金の使用であるので、十分ご注意をいただきたいと思っている。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第86号議案権利の放棄についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

○小林委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第2、第88号議案多摩市友好都市検討委員会設置条

例を廃止する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

○鈴木企画政策部長 それでは、第88号議案多摩市友好都市検討委員会設置条例を廃止する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案については、本年5月からアイスランドのレイキャビク市との交流が開始されたことを契機に、自治体間交流に関する考え方、特に友好都市提携に関する考え方を整理し、今後友好都市提携の事案が生じた際、その時点における情勢、相手側自治体や本市の状況等を踏まえて柔軟に対応していくために、条例設置による委員会ではなく、市民等からの意見を反映させる検討組織を適時設置していくこととした。このことに伴い、本条例を廃止するものである。補足等については、豊田秘書広報課長からご説明申し上げます。

○豊田秘書広報課長 本案は、議案書では15ページ、タブレットの資料では案件2番になるのでご覧いただければと思う。

本案提出の契機となったアイスランドのレイキャビク市との交流から、自治体間交流に関する考え方の内容、あと今後の進め方については、9月議会の期間中であったが、文化・生涯学習推進課と一緒に各会派にご説明をさせていただいたとおりである。

今、企画政策部長からもあったとおり、今後友好都市提携の事案が生じた際に、その時点における情勢、相手方自治体や本市の状況などを踏まえて柔軟に対応していくため、条例設置による委員会ではなく市民等からの意見を反映させる検討組織を適宜設置していくこととし、このことに伴い本条例を廃止するものである。

今回タブレットの資料に条例の全文を添付しているが、2ページ目の一番上に第9条がある。その下に附則があり、恐れ入るが第2項の部分をご覧いただければと思う。資料2ページ目の上にある附則の第2項である。こちらで「この条例は昭和62年3月31日をもって廃止する」と規定しており、この規定から昭和62年3月31日で条例廃止を予定したことがわかるものではあるが、本来この附則における条例廃止を行う場合には「この条例は昭和62年3月31日限りその効力を失う」と本来規定すべきところを、今回このように「昭和62年3月31日をもって廃止する」と規定したことで期間の到達とともに自動的に条例の廃止には至らず、現在までこの条例が生きていたという面がある。大変恐れ入るが、改めてこの議会で多摩市友好都市検討委員会設置条例を廃止する条例を提案させていただければと思い、今

回上程させていただいた。説明は以上である。

○**小林委員長** 市側の説明は終わった。

これより質疑に入る。質疑はあるか。藤條委員。

○**藤條委員** この条例に限らずであるが、こうした附則でこのような日付をもって廃止するというようなケースは、そのほかにもあったりするのか。

○**豊田秘書広報課長** 条例の廃止の仕方には複数のやり方があり、一つは今回提案させていただいたとおり、廃止する条例を提案するという方法がある。あともう一つあるのは、今回のように附則という部分で最初から期間を定め、そこで「効力を失う」と書いて定める方法、あとは規則等に委ねて、この条例から施行何か月以内に規則で定める日に廃止するといった定め方をするものがある。これは例規ではよくあるパターンではある。

○**小林委員長** ほかに質疑はあるか。池田委員。

○**池田委員** では、附則で「効力を失う」と記載された場合は、わざわざこうやって条例廃止をしなくてもよいということか。

○**豊田秘書広報課長** 今ご質問いただいたとおり、適切に附則に何月何日にその効力を失うと書いておけば、その時点で自動的にその条例は本来なくなるはずである。

○**小林委員長** ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**小林委員長** 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**小林委員長** 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第88号議案多摩市友好都市検討委員会設置条例を廃止する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとすることに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

○**小林委員長** 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第3、第89号議案多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

○**松田行政サービス・アセット担当部長** 本案は、多摩市におけるマイナンバーの独自利用や庁内連携について定めた多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番

号の利用に関する条例の一部を改正するものである。内容については、細木DX推進担当課長から説明する。

○**細木DX推進担当課長** 本案については、サイドブックの本会議令和7年第4回議会定例会市長提出議案フォルダにアップロードされている令和7年第4回多摩市議会定例会議案の17ページ目をご覧ください。

国の自治体DX推進計画の中で示されている基幹系システムの標準化・共通化の対応に伴い、標準準拠システムの共通機能として搭載される住登外者宛名番号を付番管理する住登外者宛名番号管理機能を利用するに当たり、住登外者宛名番号を付番管理する事務を独自利用事務として条例に規定するための改正となる。

実際の条文については、先ほどのフォルダにアップロードされている一部改正条例新旧対照表(3)参考資料の3ページ目から6ページ目をご覧ください。4ページ目から青の蛍光ペンでマーカーされている部分が修正内容となる。条例別表に事務として住登外者宛名番号の管理に関する事務を追記する。また、既存の事務も含めて共通的に住登外者宛名番号管理機能を利用することとなることから、全ての事務において利用する特定個人情報として住登外者宛名情報を規定するものである。改正の経緯等については情報政策課長から説明する。

○**加藤情報政策課長** 別の資料になるが、先ほどのサイドブックをお開きいただいて本会議の上まで戻り、各課情報提供のフォルダをご覧ください。令和7年11月分というところに多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についての情報提供させていただいており、そこに経緯を詳細に記載させていただいている。

そちらに書かせていただいているところではあるが、標準化に関する法律及び標準化基本方針に基づいて多摩市においても標準準拠システムへの移行対応を順次、この後協議会の報告でもさせていただくが、進めている。

令和8年1月5日から、いわゆる住民情報システム、健康管理システム、投票管理システムの3つのシステムが本稼働を迎えていく予定である。それを迎えるに当たり、住登外者宛名番号管理機能が標準仕様書上で共通機能として実装されるものとなる。その利用に当たって独自利用事務として条例に規定すべきかどうかを国・東京都にも再度確認していた。その中で第3回9月定例会以降に必要となる旨が確認されたので、今回、本定例会にて条例改正に係る議案を上程させていただいたところとなる。

補足説明として、住登外者と先ほどからご説明をさせて

いただいているものが、多摩市に住民登録はないが市政運営上情報の管理が必要な方、具体的には多摩市に居住していないが多摩市に固定資産を持ちの方、多摩市に住んでいて高齢者施設等の入居に合わせて転出したが多摩市が引き続き保険者となる住所地特例の制度の対象となる方が、今回の対象となるところである。

○小林委員長 市側の説明は終わった。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第89号議案多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

○小林委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第4、第90号議案多摩市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第8、第94号議案多摩市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの5案を一括議題とする。

これより市側の説明を求める。

○藤浪総務部長 第90号議案多摩市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、第94号議案証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げる。

当該5件は、国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い本年4月に東京都の職員の旅費に関する条例が改正されたことを受け、本市の各条例中の旅費に関する規定について、それぞれ都条例に準拠した形で改正を行う一連の内容となっている。詳細については、森合人事課長から議案の順に一括して説明する。

○森合人事課長 それでは、5案一括して配付資料に基づいてご説明をさせていただければと思う。

第1、概要については、今、総務部長からご説明させていただいたとおりになる。第3から具体的に説明をさせていただければと思う。今回この5案については、前回の協

議会でご説明させていただいている。内容についても特に修正はないが、改めてご説明をさせていただければと思う。

まず第90号議案多摩市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例から第92号議案議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の3案の主な改正内容について、資料第3の1になるが、まず旅費の支給対象の見直しについて2点ある。1点目となるが、自宅から直接出張する際の旅費の支給対象の見直しになる。これまでは職場から出発する場合の旅費を支給上限としていたが、今回の改正で出張の定義を改め、自宅等から出発する場合の旅費を支給することを可能とするものに改正させていただく。

2点目としては、出張に関わる旅費の支払いについてである。これまでは職員本人に支給していたが、事務の効率等を鑑み、出張に関わる旅費に相当する金額を支払う契約を締結している旅行役務提供者に市が直接支払うことができるように改正する。支払い先としての具体例としては、旅行会社や宿泊施設先等になる。

続いて、2番であるが、旅費の種類と内容の見直しになる。今回見直す項目については、(1)の表中ではグレースケールで差別化をさせていただいている。具体的な説明は(2)に見直し項目の説明を記載させていただいている。

まず鉄道賃になる。新幹線を含む特別急行列車等の利用については、これまで距離により使用制限を設けていたが、この距離制限を撤廃し、公務の内容や旅費総額、移動時間を踏まえて支給可能となる。

次に、船賃についてである。船賃については職層に応じた船賃の等級について、これを廃止するところになる。

次に、「車賃」を「その他の交通費」に名称変更をさせていただく。これはキロ当たりの単価の変更とバス・タクシーに加えてレンタカーの賃料についても必要に応じて支給可能となる。

次に、宿泊料、日当、食事料を、宿泊に要する費用に充てるための「宿泊費」と、宿泊を伴う旅行に必要な夕食代・朝食代を含む諸雑費に充てるための「宿泊手当」に改正する。また、移動と宿泊がセットになったいわゆるバック旅行については、「包括宿泊費」の規定を新設し、交通費の額及び宿泊費基準額の合計額の範囲内の実費額を支給可能とする。宿泊費については、一般職の場合、現行の1泊につき定額1万4,000円、常勤特別職及び議員の場合については1泊につき定額1万5,000円をこれまでは支給していたが、改正後は、4ページの表のとおり都が準用している国の基準額を上限とする実費支給となる。なお、宿泊に関わる特別な事情がある場合は、上限額によらず当該宿

泊に要する額の支給を可能とする。宿泊手当についても、宿泊費同様、都が準用している国の基準額と同額を支給することとなる。

なお、現行の日当については1日につき支給されていたが、改正後の宿泊手当については1夜につき支給されるようになる。ただし、朝食または夕食に関わる費用に相当するものが宿泊費に含まれる場合は、その分を宿泊手当から減額して支給することになる。朝食・夕食を各800円として計算するので、例えば宿泊費が1泊朝食つきの場合は、宿泊手当については2,400円から800円を減じて1,600円の支給となる。

以上が第90号議案から第92号議案の改正内容になる。

次に、第93号議案非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の改正内容については、資料の第4に記載している。第90号議案多摩市一般職の旅費の条例の改正に準拠する形で改正するところになる。また、今後は一般職の職員の旅費条例の改正と連動するような形で規定させていただいている。また、別表1のうち、「子ども・子育て会議」を「子ども・若者・子育て会議」に、「民生委員推薦会委員」を「民生委員推薦会」に、会議体等の名称の変更に合わせて改正させていただいている。

最後になるが、第94号議案証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の改正内容になるが、先ほどと同じく第90号議案多摩市一般職の旅費条例に合わせるような形で改正をさせていただいている。また、今後は一般職の職員の旅費条例の改正と連動するような形で、こちらもそのような形で規定させていただいている。また、日当の額について、現在1日6,000円、半日5,000円を東京都に準拠して1日1万円に改正させていただいている。

最後、第6、施行予定日については、第90号議案から第94号議案全て令和8年4月1日に予定させていただいている。説明は以上である。

○小林委員長 市側の説明は終わった。

これより5案一括で質疑を行う。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより第90号議案に対する討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第90号議案多摩市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の

(賛成者挙手)

○小林委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

これより第91号議案に対する討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第91号議案常勤特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

○小林委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

これより第92号議案に対する討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第92号議案議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

○小林委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

これより第93号議案に対する討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第93号議案非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

○小林委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

これより第94号議案に対する討論に入る。意見・討論は

あるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**小林委員長** 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第94号議案証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

○**小林委員長** 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第9、第95号議案多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

○**藤浪総務部長** 第95号議案多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げる。本案は、本年10月の東京都最低賃金の引き上げを受け、会計年度任用職員の一部職種の報酬単価を改定するため、本条例の一部を改正するものである。詳細は森合人事課長から説明申し上げる。

○**森合人事課長** 今回報酬改正する職種については、本年10月から東京都最低賃金が1,163円から1,226円に改定したことを受け、まず最低賃金と連動しているチャレンジ雇用職員の報酬単価を最低賃金と同額とするため1,226円に増額するものである。

次に、庁舎管理員の日勤と夜勤の日額についても、最低賃金の増額率を踏まえ、日勤の報酬額を8,200円から8,600円、夜勤の報酬額を1万9,500円から2万600円にそれぞれ増額改定するものになる。

なお、東京都最低賃金が本年10月から改定されることから、本条例についても10月1日に遡及して適用するものになる。説明は以上となる。

○**小林委員長** 市側の説明は終わった。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**小林委員長** 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**小林委員長** 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第95号議案多摩市会計年度任用職員の任用、勤

務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

○**小林委員長** 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第10、第106号議案多摩市議会議員及び多摩市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

○**高階選挙管理委員会事務局長** 第106号議案多摩市議会議員及び多摩市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の改正についてである。総務常任委員会フォルダの案件10の資料に沿って説明をさせていただく。

まず1、改正理由である。公職選挙法施行令の一部を改正する政令が令和7年6月4日に公布、施行されたことから、多摩市議会議員及び多摩市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正するものである。

2、主な改正内容である。最近における物価の変動等を鑑み、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動用ビラの作成等の公営に要する経費に係る限度額を引き上げる公職選挙法施行令の改正が行われ、これに準じて東京都議会議員及び東京都知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例が改正されたところである。これらの改正に合わせ、本市の条例で規定する選挙運動用のビラ作成及びポスターの作成に係る公営に要する経費の限度額について、表のとおり改正するものである。

対象となる経費が2つあり、1つ目がビラの作成で、1枚当たりの単価を7.73円から8.38円に引き上げるもの。2つ目がポスター作成で、1枚当たりの単価を541.31円から586.88円に引き上げるものである。3、施行予定日が公布の日になるので、今後告示される選挙において新たな単価が適用される場所である。

参考であるが、関連として公費負担に関する本改正とは別に、公職選挙法施行令で定める選挙運動従事者等の報酬及び費用弁償の額も改正されたところである。公費負担の改正と同じように物価変動等を考慮して行われた改正であるが、弁当料や事務員の報酬などの基準額が引き上げられたものである。本内容については、選挙管理委員会が規程等で定めることとされているので、本市の選挙執行規程においては、公職選挙法施行令で定める額の範囲内で支給することができることと規定しているため、改定後の基準額は既に適用されており、この改正に伴う例規等の改正はないも

のである。具体的な対象経費や額などについては、各選挙の立候補予定者説明会等で提示させていただき予定である。説明は以上である。

○小林委員長 市側の説明は終わった。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより、第106号議案多摩市議会議員及び多摩市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

○小林委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

それでは日程第11、所管事務調査、少子高齢化時代におけるまちづくり・コミュニティの維持と発展についてを議題とする。

本件は継続案件である。

本件について、令和7年6月16日に総務常任委員会の2年間のテーマを少子高齢化時代におけるまちづくり・コミュニティの維持と発展についてとした。

その後、令和7年9月10日に行政視察等の調査研究を行った成果については、その調査結果を市政への要望提案としてまとめ、なおかつ市民にも報告する必要があるということで全委員の合意が得られたため、2年間のテーマを所管事務調査として正式に位置づけた。所管事務調査に位置づけてからこれまでの間、テーマに関連した先進市として、10月23日から24日にかけて愛知県の名古屋市と高浜市へ行政視察を実施した。10月23日の名古屋市役所では、名古屋市のコミュニティサポーター制度をテーマに市長公約として新しい地域自治の仕組みの構築を目指しモデル事業を経てコミュニティサポーター制度を創設した経緯のお話に始まり、名古屋市のコミュニティサポーターは会計年度任用職員として採用され、伴走型の支援、横断的なつなぎ役、オーダーメイド対応を基本姿勢として地域に寄り添いながら課題解決を支援されているお話など、事例を交えてお伺いした。

翌日の10月24日の高浜市役所では、高浜市のまちづくり

協議会と地域担当職員制度をテーマに、平成の大合併の際、合併が否決されたことに伴う自治体の生き残り戦略として構造改革プロジェクトを立ち上げ、その中でまちづくり協議会及び特派員制度が発足されたという経緯に始まり、地域への理解や活動支援としてまちづくり協議会をサポートする職員が必要となったこと、市の職員が地域の現場に入ることが職員力の強化につながり、行政内の連携を強化して縦割り行政の弱点を補うメリットが生まれたこと、そして制度開始初期は住民協議会へのサポート需要が強かったが、住民の経験値が蓄積された結果、現在は見守り役の役割に移行してきており、若手職員の育成・研修という意味合いも出てきたこと、以上のような制度を始めたことによる具体的な効果等についてお話を伺うことができた。

ここまでこのように進めてきたが、今回の視察を通して得られた知見については委員間で振り返りを行い、テーマに関する課題は何かも協議しながら、次の調査研究にどのようなにつなげていくか議論を深めていきたいと考える。

については、今後とも先進市の視察や意見交換を行うなど調査研究を進め、少子高齢化時代におけるまちづくり・コミュニティの維持と発展について協議を行っていくことにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 ご異議なしと認める。

最後に、所管事務調査については毎定例会で進捗状況を報告することが議会運営委員会において確認されているので、今定例会最終日に報告をする。報告の内容については委員長にご一任いただきたいと思うが、これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。

また、本所管事務調査については閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 ご異議なしと認める。よって、閉会中の継続調査を申し出ることとする。

次に、日程第12、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。

本件は別紙のとおり申し出ることにはしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。

この際暫時休憩する。

午前10時48分休憩

(協 議 会)

午前10時49分開議

○小林委員長 ここで協議会に切り替える。

まず協議会事項1番、健幸ポイント事業（「TAMAるんるん♪」）の実施状況についてを取り上げる。

市側の説明を求める。

○林健幸まちづくり担当部長 本件、9月の総務常任委員会において実施の予定をご説明した健幸ポイント事業について、10月からアプリのリリースなどを開始したので、その実施状況を報告するものとなっている。資料は協議会1の令和7年度健幸ポイント事業の実施状況というファイルをご覧いただければと思う。

まず早速であるが、2ページ目をご覧いただければと思う。改めて事業目的などをお示ししている。チラシの画像も掲載させていただいているが、「TAMAるんるん♪」という名前で、10月1日からアプリのリリースをした。ウォーキング等健康的な行動でポイントが付き、そのポイントをためることでauPAYクーポンの当たる抽せんに参加できるというインセンティブを付与し、健康的な行動の促進や意識づけを促し、健康寿命の延伸や健康増進を図るものとなっている。

続いて、3ページ目をご覧願う。こちら2週間前の数字とはなっているが、11月26日時点の登録者数で1,350人となっている。内訳としては、グラフにあるとおり60代の方が一番多く、次いで50代、40代、70代と、40代以上の方の利用が中心となっている。なお、ウェアラブル端末等の貸し出しは、後ほどまたご説明をするが、11月下旬以降開始をしているところである。登録者数が伸びているところになっている。直近の登録人数としては1,500人程度という状態である。

4ページ目をご覧願う。今年度の事業の主なスケジュールをお示ししている。10月1日のアプリ開始以降、10月上・中旬でアプリの説明会を実施したほか、バーチャルウォークや新しいウォークラリーなど、アプリ上のイベント、またデューク更家さんを講師とするウォーキング教室などのイベントを実施してきた。また、11月下旬からアプリと連携できるウェアラブル端末と体組成計の貸し出しを開始したところとなっている。今後の予定としては、年明けの1月5日～31日までが抽せんの応募期間、3月6日頃に当選発表といった予定になっている。

5ページ目からが主な取り組みの詳細を掲載しているものとなる。5ページをご覧願う。左側であるが、10月に実施したアプリ説明会では、市民の方2人に対して説明員が1人という形で丁寧な支援説明を行ったところである。6日間の日程で合計121名の方が参加され、65歳以上が8割を占めたところである。右側については、アプリ上のイベントとして実施しているものとなり、10月31日からバーチャルウォークの富士見町アイランド編として一定期間内の累計歩数により、アプリ上で富士見町を経由してアイランドへの仮想ウォーキングを楽しむ企画を発信している。

続いて、6ページをご覧願う。同じく10月31日からアプリ上のイベントとして、ニュータウンの歩きやすいまちを体験するコースを発信している。このウォークラリーであるが、地図の中でA～Hといったポイントを示しているが、このポイントごとにアプリ上の地図機能を使ってチェックインをいただき、ポイントが獲得できるものとなっている。多摩市の魅力を生かしたウォーキングコースといったものを引き続き発信していく予定である。右側であるが、企業と連携した取り組みとして、11月に多摩市健幸！ワーク宣言企業を対象とした企業対抗ウォークバトルを実施した。TAMAるんるん♪にはグループを作成する機能があるが、企業ごとにグループをつくり、グループつまり企業ごとの期間内の平均歩数を競う取り組みとなっており、多摩市役所を含めた4社が参加したところである。

7ページをご覧願う。TAMAるんるん♪独自の現地参加型のイベントとして実施した、11月30日にデューク更家さんを講師とするウォーキング教室となる。定員60名であったところ、2倍以上の応募をいただいたところである。参加者からは「非常に満足」と回答された方が85%、「満足」と回答された方が15%と非常に満足度が高かったものになっており、「有意義だった」などのご感想もいただいたところである。

最後のページであるが、8ページ目をご覧願う。こちらは11月下旬から開始したウェアラブル端末・体組成計の貸し出しについてとなる。貸し出しの具体的な内容は、写真でお示しをしているスマートウォッチ型、時計型のウェアラブル端末と、あと体重計のような形の体組成計となっているが、貸し出しの機器で計測した歩数や体重がアプリ上に自動反映でき、連携して使えるものとなっている。11月下旬から12月下旬までにかけて、この機器とアプリの連携や使い方の説明も行う貸し出し説明会を

6日間、また貸し出し手順のみ行う貸し出し会を3日間実施する。これまで貸し出し説明会を4日間実施してきたが、今までで合計116名の方に参加いただいたところである。雑駁であるが、資料の説明は以上となる。

○**小林委員長** 市側の説明は終わった。質疑はあるか。池田委員。

○**池田委員** 今までの間、直近では1,350～1,500人という人数と、健診の目的に健診の登録やイベントの参加を多くすることがあったと思うが、その参加状況や登録状況については、健診がきちんと登録されているのかどうかまでわかるのかと、その状況、あとイベントの参加状況はどのように認識されて捉えているのか、この数をどう認識しているのか、分析しているのかをお答えいただければと思う。

○**林健幸まちづくり担当部長** ご質問ありがとうございます。例えば健診の受診人数、それぞれのイベントの参加状況であるが、データとしては何でポイントを獲得したのか、何人ぐらい健診受診の申請でポイントを獲得したのかはデータとして取れるような形になっているが、まだ一月二月であり今現状を確認しながらやっているところで具体的に数字としてすぐにお示しできるところではないが、そういったところの実際何に皆さん使っていただいているのかは確認していきたいと考えている。

○**池田委員** というのは、私も使ってはいるが、自分で入力しなくてはいけないことが結構あり、朝食や健診の結果、いつ受診したかを自分で登録しなければいけないのが結構面倒と言ったらおかしいが、本当に持っていることによって、このアプリを入れたことによって自動で、あと参加することによって読み込めばすぐできるほうが使い勝手が良いという中では、自分で登録しないとポイントがもらえないというのは、そういう人は意識があるわけで、意識を持っている人よりも無意識というか意識がない方に対してのということだと思うので、その辺もう少し手軽にできるとよいと、実際に使ってみて思った。その人数をこれからしっかりと精査していただき、今後に生かしていただくようお願いしたいと思う。この1,500という人数について、最初のスタートダッシュで一番登録がガッとふえると思うが、今の人数に対しては現時点でどのような印象をお持ちか。

○**林健幸まちづくり担当部長** 人数であるが、一般質問の中での市長の答弁でも申し上げたとおり、今年度の目標としてはまず1,000人と置いていたところである。この数字は、昨年度モデル事業で実施したときの参加者数が

800人だったことを踏まえて1,000人という数字を置いていたところである。いろいろな皆さんのお力を借りながらであるが、そこを大きく超えるような結果が出てきたというところで、当初の見込みよりは一定広がってきているのかという部分がある。一方で、この後抽せん会を迎えていくが、750人という当選者数であるので、そこに向けて引き続き取り組んでいく、まだまだ足りていないというか、より拡大していく必要があると考えている。

○**小林委員長** ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**小林委員長** 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項2番、「第六次多摩市総合計画・基本計画の改定についてを議題とする。

市側の説明を求める。

○**鈴木企画政策部長** それでは、案件の2件目、「第六次多摩市総合計画・基本計画」の改定についてである。

本件については、令和8年度が改定をスタートする年度となっている。現状でのスケジュール等の部分について、小形企画課長から詳細をご説明させていただく。

○**小形企画課長** それでは、私から第六次多摩市総合計画・基本計画の改定についてご説明させていただく。資料は、協議会の2番の資料のものである。なお、NEWという形で入っているが、こちらは当初サイドボックスに掲載したときに一部誤りがあり、12月4日に差し替えさせていただいている関係でNEWという表示になっている。大変失礼した。では、ご説明申し上げます。

総合計画は基本構想と基本計画の2層で構成している。第六次多摩市総合計画については、令和5年10月に基本構想の部分のみをまず市議会にお認めいただくとともに、当時は並行して基本計画も検討していたところであったので、そこについてもこちらの総務常任委員会でもご説明させていただき、令和5年11月、庁内決定をもって計画期間がスタートしているところである。

こちらの計画の計画期間は基本構想、基本計画共に令和14年度までの10年間としているが、このうち基本計画については、先ほど企画政策部長からもあったとおり令和8年度から改定に着手するとしているところである。令和8年度の当初予算に向けては、策定時のような支援業務委託などは行わないような形で必要最小限の経費を計上する方向で現在内部精査しているところであるが、令和5年度の途中から始まり、6、7、そして来年度には4年目を迎える中で、いよいよ改定を迎えるというこ

とでご報告させていただくものである。

なお、改定のスケジュールについては、総合計画は基本計画に第六次が基本構想の検討も含めて約1年半の期間をかけてきた。今回は基本計画のみの改定であるので、令和9年度から計画期間をスタートすることを想定し、令和8年度中での改定を目指して取り組みを進めていく予定である。

次ページが、現時点の改定スケジュール（案）という形であるが、左側をご覧くださいと、各議会の会期ごと総務常任委員会での報告をさせていただくのはもちろんのこと、1月のところに※を記載させていただいているが、こちらは第五次多摩市総合計画の基本計画の改定の際、このときは第2期、第3期という形で書いていたが、基本計画案がまとまった段階で市議会の全員協議会に説明させていただいていた。今回の改定に際しては、その取り扱いについて今後審議会等を調整させていただければと考えている。説明は以上である。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項3番、地方創生臨時交付金の実績報告（令和6年度）についてを議題とする。

市側の説明を求める。

○鈴木企画政策部長 それでは、3番目の地方創生臨時交付金の実績報告（令和6年度）についてご説明申し上げます。本件についてであるが、当交付金については国の交付要綱において、実施して実績がまとまった後に翌年度末までにインターネット等により公表することが義務づけられているものである。公表に先立って議会にご報告させていただき、その後公表したいと考えている。詳細については赤松財政課長からご説明申し上げます。

○赤松財政課長 協議会資料3をお開きいただければと思う。全部で6ページあるが、6分の2をお開きいただければと思う。こちら令和6年度の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業の実施内容と効果についてご報告をさせていただく。

まずこれまでの経過を簡単にご説明させていただくと、そもそも交付金自体が令和2年のコロナ禍の関係、新型コロナウイルスに関連する地方創生臨時交付金からスタートし、その後コロナ禍から物価高騰へということで、中段のあたりにあるが、令和5年11月に国のデフレ完全脱却のための総合経済対策決定に基づいて物価高騰対応

重点支援地方創生臨時交付金という形で設置されたというところがある。こちらに基づいて、主に負担感が大きい低所得世帯への負担軽減を図る低所得世帯支援枠、あとエネルギー・食料品価格等の物価高騰に影響を受けた生活者等への支援策である推奨事業メニューという形で、これまでいろいろ活用を図らせていただいていたという経過がある。

6分の3のところをお開き願う。こちらに交付限度額の部分の記載がある。令和6年度の本市の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金交付限度額が全体で10億2,715万7,000円という形で交付された。

内訳については、こちらの各項に記載させていただいているが、そのうち低所得世帯支援枠が9,857万3,000円、推奨事業メニューが3,000万円、給付金・定額減税一体の支援枠が8億9,858万4,000円という形で交付されたところである。

3番目は各交付金の区分ごとの対象事業費で、令和6年度にこちらの地方創生臨時交付金を活用させていただき実施した事業は全部で6事業ある。こちらの中段のところ、それぞれ低所得世帯支援分、推奨事業メニュー分、給付金・定額減税一体支援枠ということでそれぞれの事業数に対して、事業費の決算、交付金を充てさせていただいた充当額、活用させていただいた決算ベースの数値を入れさせていただいている。

あと4番目は、それぞれ区分ごとの活用させていただいた事業に対してのそれぞれの決算の内訳という形で記載をさせていただいている。

5ページ目をお開きいただいて、今回各交付金も含めた予算執行の観点からということで最後にまとめさせていただいたが、令和6年度についてはご承知のとおり補正予算だけで11回編成をさせていただいたところで、こちらについては一刻も早く速やかにスピード感を重視させていただくということで対応させていただいたところがある。

その予算執行の観点も踏まえた効果としては、こちら6ページに記載させていただいているが、物価高騰の影響を受けた市民生活への支援、あとは事業者への支援等に対してとにかくスピーディーにという部分で今回進めさせていただいた形である。

あと6番の最後のところであるが、横版で、それぞれ実施させていただいた事業ごとの効果を所管課の分析も含めて記載させていただいている。

1点補足であるが、網み掛けをして色が変わっている

ところがある。この部分については不足額給付金の部分の内容であるが、こちらは令和6年度・今年度に繰り越し事業という形で繰り越しをさせていただき、まさに今年度に事業を実施させていただいているところであるので、そこのところは今回切り分けてという形で、なるべくわかりやすい形でということ網かけをさせていただいている。

こちらの給付金の部分については、来年度またこの場で令和7年度の実績報告の中でということ報告をさせていただく形になる。説明は以上である。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。藤條委員。

○藤條委員 この件に関しては私も一般質問で少し取り上げさせていただいたこともあり、限度額を今回お示しされたところで、これから速やかにその物価高騰対策等々の支援、推奨事業メニューに具体的に入られていくかと思う。今世間でニュースになっているのはお米券等に関する話で、鈴木農水相は説明会を地方自治体に対して行って、先日多摩市も参加するという事だったと思うが、そこの説明を受けてどういった印象だったのか。あと実施の可能性、今お米券や電子クーポン等いろいろ方法があると思うが、そこら辺について伺いたしたいと思います。

○鈴木企画政策部長 本件については令和6年度の実績報告である。今ご質問にあった交付限度額が示されているところであるが、今回の補正予算がまだ国でも成立していないので、交付限度額は示されていない。12月5日に参加した農水省の説明会については財政課長がオンラインで出席して聞いているので、その状況は財政課長からご説明させていただく。

○赤松財政課長 先般12月5日にお米券に関する全体的な農水省の説明があった。これについては、経済観光課、関係する所管課の担当者も含めてオンラインでの説明会という形で参加させていただいた。このオンラインの説明会においては、当然お米券を活用した各自治体の取り組み例という形で、まず全体的に各自治体ではこういう活用をしているという活用事例のご説明があった。当然その活用事例においても自治体の規模によって、例えば小規模な自治体さんによっては直接手渡しで配布した自治体もあったし、あと、例えば人口10万人規模の自治体さんなどでは、当然その配布するに当たって事前にどういうスキームで配布するかということで、お米券自体をどういう形で購入し、どのように配るかということで、

自治体さんによっては一月二月ぐらいかけてスキームを含め、あと事業者に委託して配布するような形でやられていた自治体の事例も多々あった。

その点を踏まえると、先日の説明会の中で、我々、例えば人口14万規模の自治体が仮にそういう取り組みをするという形になった場合に、例えば自力でやるにしても業者に委託してやるにしても、当然一定の時間がかかるという感想があったところである。

あともう1点は、お米券1枚は500円券が基本という話があったが、500円券に対して60円の手数料がかかるというお話もあった。その辺りのところで、仮に実施した場合、例えば対象者数を見込んで我々がその券を確保したとする、それが実際余ってそれを返金するという形になったときに一定の事務手数料を取られるという課題等もあるということで、その辺のスキームは農水省でもまだ詰め切れていないというお話があった。引き続き、その辺の情報がある程度固まり次第、各自治体において共有をさせていただくというお話が先般の説明会の中ではあった。

○藤條委員 交付金額の実績ベースということであるので、大変失礼した。お米券に関しては、500円券に60円のコストがかかるというかなり高コストな部分も報道されているが、人口規模や自治体によってそれぞれ最適な手法が違ってくるかと思う。電子クーポン等コストがなるべくかからないやり方もあったりするので、いろいろな可能性を検討して多摩市にあった物価高騰対策を実施いただきたいと思う。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項4番、「地方公共団体情報システムの標準化・共通化」に関する進捗状況について(報告)を議題とする。

市側の説明を求める。

○鈴木企画政策部長 それでは、案件の4番目、「地方公共団体情報システム標準化・共通化」に関する進捗状況についてである。私どもの標準化・共通化の対応、そして全国の状況も踏まえて現時点での進捗状況について本日ご報告させていただく。詳細については加藤情報政策課長からご報告させていただく。

○加藤情報政策課長 いよいよ年明けから多摩市でも標準準拠システムが稼働を開始させていただくことになる。

以降、順次移行を進めていくところであるが、9月議会以降の進捗についてご報告をさせていただく。

まず1番、全国の状況についてであるが、直前期にもかかわらずまた新たに特定移行支援システムとなるような自治体が出てきているような状況が全国としてはある。

多摩市では幸い、そういった状況にはなっていないが、大きな不具合なく移行できるように最終調整を進めておるところである。

2番の前回報告以降の多摩市の進捗状況としては、住民情報システム、健康情報システム、投票管理システムが1月5日から稼働ということで運用テスト等最終調整をさせていただいている。このあと3番でもご報告させていただくが、特定移行支援システム、福祉総合システムと介護保険システム、学務システムについて情報提供もいただいているということで動きがあったところである。

3の特定移行支援システムに対する対応というところで、まず(1)福祉総合システムのところである。9月10日から10月10日までの間でRFIを実施させていただき、2社から情報提供をいただいている。情報提供内容に基づき、本議会の12月補正予算でも上程をさせていただいている債務負担行為をお認めいただいたので、来年の年明けから、令和8年4月契約に向けて順次契約等の手続を進めていきたいと考えている。介護保険システムと学務システムはどちらもほぼ同じ内容であるが、移行対応可能な事業者の情報提供がようやくあり、令和10年1月に移行していけそうなめどがここで立ったところである。令和8年度中に契約をするということで当初予算の上程を今予定して準備を進めているところである。

2ページ目、4番、多摩市の標準化対象20業務の対応スケジュールについては、先ほどご説明させていただいた内容を踏まえ、更新をさせていただいているものとなる。説明は以上である。

○**小林委員長** 市側の説明は終わった。質疑はあるか。いち委員。

○**いち委員** 大変気がかりだった特定移行支援システム、特に全くめどが立たなかった介護保険と学務でめどが立ったのは朗報なのかと思うが、実質約2年後に移行できるということで、移行のめどが立ったがそこまで時間がかかるのはどういった理由なのかをまず伺います。

○**加藤情報政策課長** 先ほどご説明させていただいた令和8年度中に契約をしてそこから作業を開始するシステムの移行作業、今提供いただいている事業者にお願

いかどうか現時点では決まっていないうちで、どこの事業者をお願いするのかは契約等で決まっていくところになる。そこから作業を開始しておよそ1年程度その移行作業に時間がかかると今のところスケジュールとしては見ており、契約から1年というところを鑑みると令和12年1月頃までかかってしまうような状況である。

○**いち委員** 情報提供はあったが別に確定しているわけでも、ましてや契約しているわけでもないというところからすると、最短でこのぐらいということである。そうすると、もう少し長引いてしまう可能性もあるのだろうかということで、長引く可能性があるとしたら、その段階で令和8年度の当初予算上程というのはスケジュール的にどうなのかを確認したいと思う。

○**加藤情報政策課長** こちらに関しては、令和10年1月までの移行期限で契約手続を進めさせていただき、もちろんその内容で整えば令和10年1月に移行できることが決定するところである。もちろん、そこで決定しなければ、もう一度スケジュールや予算も含め見直しをさせていただくような形になると考えている。

○**いち委員** この問題は多摩市の能力というか責任でどうなるものではないので非常に苦しいところかと思うが、当分こういった複数のシステムを走らせながらという中で非常に大変かと思う。全国的に見ると特定移行支援システムになってしまふところがまた結構ふえているので、多摩市はそうではないということ少し安堵した。また今後、こうした詳細な情報提供をいただいて、ともにいろいろ考えていきたいと思う。

○**小林委員長** ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**小林委員長** 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、協議会事項5番、アセットマネジメント計画の検討状況についてを議題とする。

市側の説明を求める。

○**松田行政サービス・アセット担当部長** 現在策定中のアセットマネジメント計画については、毎議会に進捗状況のご報告をさせていただいているが、現在の検討状況についてご報告をさせていただくところである。説明については萩野資産活用担当課長からさせていただく。

○**萩野資産活用担当課長** 案件資料5についてであるが、2つファイルがある。まず1つ目からご説明をさせていただく。アセットマネジメント計画の検討状況についてである。

2 スライド目であるが、これまでの検討状況である。令和6年度、7年度と策定支援業務委託を組ませていただき、業者さんに参画していただいて検討を進めてきている。本年の3月までかけて行動プログラムの振り返りをさせていただき、この常任委員会でも報告をさせていただいた。また、その後無作為抽出によるアンケート調査等も実施させていただき、6月議会では骨子として目的、方針、計画体系、期間等について報告をさせていただいた。また、7～8月には市民フォーラムを開催させていただき、9月にこの常任委員会で結果を報告させていただいたところになる。

お聞きいただいて今後の予定であるが、これまではこの12月議会で素案をお示しさせていただき、1月～2月にかけてパブリックコメントや市民説明会等を開催したいと考えていたが、庁内で様々な検討をする中で、中・長期的な財政状況の見通しや目標の設定、また個別施設の方向性の検討など、まだまだ検討が煮詰まっていないところがある。それらの検討を庁内で深める必要があることから、策定スケジュールを6か月間ほど後ろ出しさせていただき、令和8年度、2026年の9月の策定を目指して今検討を進めているところである。

次のスライドが、スケジュールのところである。これまで予定していた市民説明会やパブリックコメントについては、今後遅らせたスケジュールの中で、来年の7月～8月にかけて実施させていただいて原案決定、またこの常任委員会で報告をさせていただいて新計画を開始していきたいと考えているところである。

次に、もう一つの資料をお聞きいただけるか。現在検討中のアセットマネジメント計画（公共施設のミライ編）になる。～みんなでシェアするまちづくり～というサブタイトルをつけている。こちらの資料はまだ作成中で、こちらをベースに素案を今作成しているところである。

3 スライド目になるが、目次をご覧いただけるか。まず序章としては、これまでの経緯、多摩市を取り巻く状況、また今後の多摩市の課題についてまとめている。I 章には、アセットマネジメント計画についてということで、計画策定の目的、関係範囲、位置づけ、また計画期間等を掲載している。また、II 章で公共施設のミライとして、ミライの実現に向けた方針、手法、また取り組みについて記載しているところになる。

個別的な説明、行動プログラムの振り返り等については、5 スライド目、6 スライド目でまとめさせていただいており、本年3月の議会でご説明をしたとおりである。

また、多摩市を取り巻く状況としても、自然環境の変化については8 スライド目、また人口動向について、人口の減少や高齢化の状況については9 スライド目に書かせていただいているとおりである。

また、高齢化の進行と合わせて健康まちづくりの取り組みも市として進めているところである。健康寿命は都内トップレベルを維持しているところである。また、人口の動態を確認させていただくと、駅周辺に人口の集積が見られるというところも、10スライド目に記載させていただいているとおりである。

財政状況の見通しはまだ検証中というところが11スライド目である。

また、公共施設の状況について12スライド目で書かせていただいている。築40年以上経過している施設が37%あるというご説明、また市民1人当たりの公共施設保有量2.6平方メートルは、26市の中で4番目に多い状況である。公共施設の床面積が充実している一方で、市民1人当たりの経費負担も大きい状況である。

また、本年アンケート調査をさせていただいて市民のニーズを把握させていただいた資料が13スライド目のとおりである。今後の人口減少社会における公共施設のあり方については、駅周辺への集約化や複合化を検討してほしいという意見や、専用から共用（シェア）へというご意見が多かった。また、公共施設に求められる機能としては、全世代的に総合すると防災機能を求める声が多かったところである。その他こちらについては、6月議会、9月議会で報告をさせていただいたとおりになる。

それらまとめさせていただいたスライドが14スライド目で、今後の多摩市の課題として整理させていただいているところである。それぞれの課題を踏まえつつ、公共施設を未来につなぐことが必要というところでまとめさせていただいている。

アセットマネジメント計画第I 章に移らせていただくが、15スライド目からスタートしている。総合計画を施設政策から支えるというところを目的にしている。

計画の構成と位置づけというところでは、総合計画の下に多摩市アセットマネジメント計画があり、黄色の枠囲いのところであるが、公共施設のミライ編と公共施設等総合管理計画編の2編を設ける予定である。その下に個別施設計画を置いていくという流れである。また、連携してまちづくりの関係の例えば都市計画マスタープラン、今後策定していく予定の立地適正化計画等、様々な関連計画があるところである。

計画の期間は、17スライド目に掲載しているが20年間、また計画の進捗管理をP D C Aで回していきたいと考えているところである。

次に、18スライド目からは、第Ⅱ章として公共施設のミライというところになる。

ミライの実現に向けた方針としては、持続可能な行財政運営を前提とし、将来のニーズを見据えた公共サービス及び機能を展開というところを目指している。そのため柱立て3つを掲載している。市民の健幸を支えるサービスを展開する、情勢変化に柔軟に対応しながらサービス・機能の最適化を実施する、3つ目が公共施設の更新にかかる負担を次世代に先送りしない持続可能な行財政運営を推進するというものである。

その次のスライド、19スライド目であるが、未来を実現するための手法として大きく4つ、場のシェア、民間施設の活用と多様な主体との連携、再編・再整備、財源確保を掲げている。

そして、目指すミライの姿として、将来像的な形で20スライド目にまとめさせていただいているが、暮らしを豊かに、楽しく、持続可能にする、みんなでシェアするまちづくりという、将来像を掲げて進めていきたいと考えているところである。

少し飛ぶが、23スライド目からは、これまでの取り組みについて、例えば学校跡地の機能転換の事例を2つ掲載させていただいている。

また、次の24スライド目であるが、都市計画税を活用したパルテノン多摩や中央図書館の事例を掲載している。また、パークP F Iの事例として、多摩中央公園の事例を掲載させていただいている。

26スライド目は、聖蹟桜ヶ丘かわまちづくりの事例を掲載しているところである。

ミライに向けた取り組みとしては、先ほどの4つの柱立て、場のシェアといったところの具体的な進め方について掲載しているところである。駆け足になったが、説明は以上である。

○**小林委員長** 市側の説明は終わった。質疑はあるか。いぢち委員。

○**いぢち委員** 2点お伺いする。

まず今回の計画全体が後ろ倒しになったところであるが、より検討が必要ということであるが、大きな理由は何だったのかが一つ。それから、今の資料の4ページ目に「関連計画」と書いてあるが、非常に関連の深い公共施設等の総合管理計画とアセットマネジメント計画に関

しては足並みをそろえる形で新計画が起動することになっているが、ストックマネジメント計画に関しては本来の状況のままということで第2次の見直しはしないようである。これは別に差し支えないと言うと変だが、このところは従来のままでよいということについて、何かご説明があれば願います。

○**萩野資産活用担当課長** まず1つ目のご質問の遅れてしまった大きな理由だが、資料にも書かせていただいたとおり、中・長期的な財政状況の見通しの検証が一番大切だろうと思っている。この検証を踏まえた上で今後の取り組み、どこまでやらなければいけないのか、何をどのようにやっていくべきなのかを考えていくための材料になる。我々も様々な見通しの検証をしているところであるが、もう少し精査が必要で、現在お示しする段階ではないという判断をしているところである。

2つ目のストックマネジメント計画については、今第2次の計画がある。今後第3次に更新していくかどうかはこのアセットマネジメント計画の中で一緒に考えていく課題かということで、現状そのような状況である。

○**いぢち委員** 本当に財源が一番大きな問題だろうと思うが、多摩市の場合は、この中にもあるとおり1人当たりの公共施設の持分というか、要するに非常に公共施設の多いまちであるということが言われていて、そのことを行動プログラムの中で統廃合といった形でどう進めるかということがずっとあったわけであるが、財政自体が当然市全体の状態の中でどこをどう切り詰め、言ってみればどのようにお金をつくっていくのかということと連動するが、正直半年間で逆になんとかできるのかという心配があり、当然皆さんもいつまでも後ろ倒しにするわけにはいかないという苦渋の判断の中でこうしたスケジュールになっているのかと思うが、大切なことは、変な言い方になるが、なるべく急いで尺を合わせるということよりも、本当に大きな財源の問題として一緒に考えるということ、どんどん情報を出していただいで共に考えられるような体制にしていっていただきたいとは思っている。

あともう一つ、ストックマネジメント計画であるが、今のことに関連して何をストックするのか、つまり未来へ生かすものともしかしたら除却すべきものを見極めも必要かと思うので、これは今後の進め方次第であるが、共に見直しが必要になっていくのではないかと考えており、そこところは弾力的に考えていただいたほうがよいのではないかと考えている。もし何か私の今の発言に対してご意見があれば伺って終わりにする。

○萩野資産活用担当課長 ご指摘ありがとうございます。早めに計画を策定するのではなく、慎重に考えてほしいというご意見だったと思う。我々計画をつくるのが目的ではないので、この取り組みを進めていくことが最優先だろうと思っている。そのように検討する中で計画にもしっかり落とし込んでいきつつ、行政として一貫して進めていけるように準備をしていきたいと思う。また、ストックマネジメント計画についてもご指摘ありがとうございます。今後アセットマネジメント計画との連携、これまでも連携しているところであるが、今後どのような整理をしていくか検討したいと思っている。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。池田委員。

○池田委員 大切な計画20年間であるので丁寧に取り組んでいきたいということだと思うが、そうは言っても急がなければいけないことかと私は思うわけである。いつまでも先延ばしにしているといけないのではないかとこのことを考えると、この6か月延びるときに私も驚いたのであるが、実際にこの6か月というのはいつ頃決まったのか。私は全然知らなかった。

例えばこの理由として、財政的状況というのは物価高騰する中でわかるが、財政的なもの以外の理由に施設の方向性の検討など庁内での議論をもっと深める必要があるのだというところは、この理由を見たときにしていなかったのかと私は思ってしまった。もう計画がありスケジュールがきちんとあったのにそういうのがまだ全然足りていなかったのか。だから、財政的なことだけが難点でと言うのならわかるが、目標設定や個別の施設の方向性の検討などをまだまだ深めたいということはいかなるものかと私は思ってしまったので、その辺をどのように考えているのか。あと6か月たっても財政的に安定するか見通しはわからないが、その後また延びる可能性があるのかどうか、その辺をお答えいただければと思う。

○萩野資産活用担当課長 厳しいご指摘だと思っている。我々もやっていなかったわけではなく、しっかりやってきた。全庁で各施設の今後のあり方についても様々検討してきた。それらを踏まえて、財政状況と連動した形で庁内的には検討を進めていく必要がある中では、もう少し議論を深める必要があるだろうという判断をしたところになる。11月下旬に決まったところである。

○松田行政サービス・アセット担当部長 今、萩野資産活用担当課長からあったように、我々も庁内でずっと議論してきたような状況である。ただ、あらたに議員の一般質問でも答弁させていただいたが、現状が非常に不透明な状況であること、また物価高騰、先行きが不透明、人手不足による人件費の高騰の見極めがなかなかできない、市の今後の財政状況の見通しも不透明であるということで我々も議論をしてきたところであるが、さらに深化させる必要があるだろうという判断に至っている。半年を目安にさせていただいたが、なるべく早く議員の皆様、市民の皆様にご提示できるように議論を深めていきたいと思っている。

○池田委員 では、もしかしたら6か月かからない可能性もあるのか。

○松田行政サービス・アセット担当部長 今申し上げたとおり、不透明な状況はなかなか急に解決するような問題ではないので、庁内でさらに議論を深めていきたいと思っている。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項6番、東寺方複合施設の整備に向けた進捗状況についてを議題とする。

市側の説明を求める。

○松田行政サービス・アセット担当部長 東寺方複合施設の整備の状況についても、毎議会に報告をさせていただいているところである。ここで進捗状況の報告をさせていただくところである。

○萩野資産活用担当課長 資料の6番、こちらも2つあるので、まず1つ目のファイルをお開きいただければと思う。東寺方複合施設の整備に向けた進捗状況についてである。

2スライド目をお開き願う。前回議会でご報告させていただいた後開催させていただいたものが、8月30日の第3回地域協議会から11月29日の第6回地域協議会までの4件ある。4件目についてはつい先日開催させていただいたのでまだ整理ができていないが、1番、2番、3番の第3回、第4回、第5回の地域協議会について報告をさせていただく。それぞれ東寺方地域に求められるサービス機能についての検討、また9月27日からは改修にするのか建て替えにするのかといういわゆる整備手法の話に入ってきた。10月18日に開催した第5回の地域協議会では、整備手法の比較として、こちらは市側から改修案、3階建てに建て替えをする案、また平屋に建て替えをする案を提示して協議していただいたところになる。この段階で、その次の11月29日には地域の皆様へ中間報

告会を開催する予定だったが、まだまだ議論が煮詰まっていなくて地域協議会でご判断をいただき、一旦中間報告会の開催を先送りしたという状況である。それを受けて市でも、中間報告会を延期したことを市公式ホームページ等で周知をさせていただいたところになる。先日、11月29日には第6回の地域協議会を開催させていただいた。その中では、地域協議会の委員の方から平屋建て替えを実施する場合のレイアウト案について提出され、資料についての協議がされた、また整備手法の比較について継続的に協議されたところになる。この第6回の地域協議会の場合では、私は建て替えがよい、私は改修がよいという意見がなされたところになる。次の回、1月17日に中間報告会を開催することがこの場で決まったところになる。後ほど資料で説明をさせていただく。

まず一旦この次のページをお開きいただけるか。スケジュールである。当初11月29日に中間報告を予定していたが、第6回の地域協議会を開催して済みとさせていただいている。1月17日に中間報告会第2回目を開催し、その後の予定としては、こちらの地域協議会、内部だけで行う会議であるが、第7回、第8回、第9回ということで2月、3月の予定を今決めさせていただいたところになる。まだ日程を決めていないが、今後まとまった段階で結果報告会を開催する予定である。地域協議会の中で整備方針案を固めていただき、それを多摩市長に提出していただくというところはこれまでと変わっていない。それを受けて、市側で整備方針を市長が決定する予定である。もともとのスケジュールでは令和7年度中に整備方針案を地域協議会から提出していただくことを想定していたが、少し遅れているかもしれないと思っている。地域協議会での議論を活発にさせていただくことが必要だと考えているので、そのようなスケジュールで今動いているところである。

次のファイルをお開きいただきたいと思う。地域協議会ニュースとして、地域の自治会を含め配布させていただいている会議のまとめ資料になる。まずは8月30日に開催した第3回地域協議会の結果が、この3号という1ページ目のものである。この中では、東寺方地域に求められるサービス機能について検討していただいたところになる。まず児童館機能（子どもの居場所）について多く議論をいただいた。子どもと大人が気軽に交流できる施設にしてほしいという意見、また、右側のところ、大人の見守りがあることが大事なのではないか、市役所が行政の責任で運営する児童館が必要、児童館の存在意義

が必要であるというご意見をいただいたところになる。一方で、そのすぐ下であるが、子どもたちが気軽に立ち寄れる場所であり続けるのなら、「児童館」という名前ではなくてもよいかもしれないと、児童館の機能に着目をしたご意見をいただいている。その下のところも同じであるが、小学生向けでは、平日の放課後に見守る人（可能な限り児童館職員）を配置してほしいという意見、また、その下、乳幼児向けでは、近隣施設をもっと周知してほしい、気軽に利用できるのなら、複合施設の中では週1でイベントを開催する形でもよいのではないかとご意見をいただいた。児童館の存在そのものが必要であるという意見から、徐々に具体的な機能の意見に変わってきているかと我々は捉えているところである。また、図書館については、定期的にとこかの曜日で閉館時間を延長できないか、より長く開館できないかというご意見をいただいた。また、学習スペースは図書館の中だけでなくもよいのではないかとご意見をいただいた。自治会館についてもご意見があり、トイレが男女兼用であることが課題である、改修してほしいというようご意見いただいたところになる。

次のページをお開きいただけるだろうか。こちらは9月27日に開催された第4回地域協議会の結果である。大きく2つ議論があり、まず上段で東寺方地域に求めるサービス・機能について、継続的な検討のところであるが、共働き家庭にとって児童館は安心できる子どもの居場所として不可欠というご意見をいただいた。

また、そのすぐ右側のところであるが、放課後の職員配置が確約されるのであれば、児童館という形でも安心感はある、ただ継続的な実施の保障が必要と、少し強い言い方かもしれないが、そういうご意見をいただいたところになる。

また、コミュニティ施設・図書館に関してであるが、コミュニティ施設の運営方法の変更、これは近隣にあるコミュニティセンター等は運営協議会が運営しているところを意識しての発言だと思うが、運用方法を変更すると混乱を招くのではないかと懸念をしている、お風呂はコミュニティ形成に役立っている一方、維持経費がかかるというご意見もあったところである。

下段であるが、サービス機能の話から一旦離れて改修の場合の各階のレイアウト案について、こちらは委員の方が独自につくっていただいたものになる。この中では、今ある3階建ての建物を大きくにぎやかな1階、しずかな2階、バランスの3階と分けてそれぞれ改修してい

たらよいのではないかという考え方をお示ししていただいた。また、資料の中では、外階段をなくしたほうがよいのではないかと、結構大きな改修にかかるものもあるかと思っている。そういう要望が出てきたところになる。

右ページ、10月18日に開催された第5回の地域協議会の結果報告である。この日は整備手法の比較についてをメインにご議論いただいたところになる。市側が地域協議会から求められて、整備手法や整備費用コストにどのくらいかかるのかを比較してほしいというご意見をいただいたので出させていただいた。左列が施設整備費用イニシャルコスト、施設のランニングコスト、また30年間の合計費用が書かれており、列としては改修の列、建て替えの列、こちらは3階建ての建て替えである。

また、平屋建て1,100平米で建て替えた場合と、大きくこのような表を作成させていただいたところである。見ていただくとわかるとおり、イニシャルコストについては、改修の場合が11.7億円、建て替えの場合が19.0億円とかなり高くなってしまふ、また平屋建て替えの場合は11.8億円ということで、改修をする場合と平屋建て替えをする場合のイニシャルコストはほぼ変わらないというところがわかってきている。また、ランニングコストとしては、こちらは空調や電力等も含めてであるが、床面積に比例して維持管理コストがかかることを前提にしており、改修の場合だと年間1,850万円、こちらは現施設の維持管理経費になるが、30年間だと5.5億円と試算している。

建て替えは、3階建ての場合もほぼ同じ面積だとした場合には同じぐらいの費用がかかるだろうという想定をしているが、平屋建てで1,100平米にした場合は面積が小さくなる、またエレベーターもなくなるという中では、維持管理コストがかなり安くなるのではないかと試算をしている。30年で4億円というところである。そのため、この3案で比較をした場合、30年間の合計費用では改修する場合よりも平屋建て替えにした場合がコストとしては安くなるという試算をお示しさせていただいた。

その上で、3階建て建て替え案という真ん中のところについては金額的になしであるというご意見をいただいた一方で、平屋建て替え案と改修案についてもう少し精査していこうというご意見をいただいた。特に平屋建て替えのところでは、記載をさせていただいているが、施設の規模が小さくなってしまわないか心配というご意見をいただいている。

こちらを平屋で1,100平米にしたのには実は根拠があり、

建物は今3階建てであるが、各階に廊下やトイレ、当然エレベーターもあるが、様々な共用部分が重複しているという課題がある。そちらを平屋にすることで共用部分の重複がなくなるので、面積的に各居室の活動スペースを削らずとも平屋の床面積を小さくできるのではないかとご提案をさせていただいた。

そちらについて、本当かどうかについては、委員さんが今後検討していきたいということで回答をいただき、先日の第6回でそちらを検証した結果、市の言うとおりにおおむね配置できることが確認できるというご意見もいただいているところである。平屋のほうは面積が小さくなってしまわないか心配というところを解決したわけだが、平屋の課題というわけではないが、新たな世代に使用してもらう必要がある、そのためには刷新も必要なのではないかというご意見、公園と親和するような施設にしてほしいというご意見、また、若い世代や子育て世代に魅力的に映るのではないかといい好意的な意見も平屋建て替えでいただいている。

一方で、改修案のところでは、当然であるが、建て替えよりも改修のほうが時間がかからないというところがある。さらに、開館して使いながらの改修はできないのかというご意見もいただいている。こちらは、安全の確保や効率的な工事の実施のためには閉館工事が通例となっている、原則となっていることをご説明させていただいている。西部地域包括支援センターを入れられないかというご意見、耐震対策をきちんとしてほしいというご意見もいただいている。改修がよいという意見もあったところである。今のままがよいというご意見である。

先ほど申し上げたが、その下のところ、建て替えの場合のレイアウト案も考えてみようという話し合いがなされて中間報告会の開催を先送りしたところがある。

一番下のところに書かせていただいているが、次回の中間報告会は、1月17日土曜日の10時より、総合体育館の第1会議室で開催をさせていただく。まだ開催のチラシができていないが、そろそろ1か月前になるので、こちらも地域住民の方々にチラシ等の配布をしたいと、今準備をしているところである。長くなったが、説明は以上である。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。いいじま委員。

○いいじま委員 今地域協議会の中では、建て替えがよいのではないかと、いや改修でよいのではないかといい両方の意見が出ていると聞いている。ここでも3階建て改

修、3階建ての建て替え、平屋建て替えが比較されている。建て替えあるいは改修のどちらも、そもそも実現することは可能なかをまずお聞きしたいと思う。もし予算的に建て替えが無理、あるいは法的・技術的に改修が無理というのであれば、それは地域協議会の方にはつきり言ったほうがよいと思う。その辺をどうお考えなのかお聞きしたいと思う。

○萩野資産活用担当課長 市としては、これまで対話を続けてきている中で、改修もしくは建て替えを進めたいと考えている。また、改修が実施できないような課題、建て替えが実施できないような課題は今のところ見えていないところである。改修については耐震補強が必要などころはあるが、そちらについても耐震補強をすればよいだけの話であるので、改修するのであれば耐震補強は必ず実施するものと考えている。そのため、今はどちらを選ぶのかを住民の方々、地域協議会の方々の意見を伺って市としても決めていきたいと思っているところである。

○いいじま委員 では、どちらも実現可能であるということで確認させていただいた。地域協議会ニュースの5号では具体的にどのぐらい費用がかかるかも出しているわけであるが、改修だと整備費用が11.7億円、維持管理も含めて30年間で17.2億円、3階建ての建て替えだと整備費用が19.0億円、30年間で維持管理費用を含めて24.5億円、平屋建て替えだと整備費用が11.8億円、維持管理費用も含めて30年間で15.8億円として比較されているわけである。これも今実現可能だというお話があったが、この17.2億円、24.5億円、15.8億円というのも、市としては意見がまとまれば抛出できるというお考えでよろしいか。

○萩野資産活用担当課長 予算編成過程の中で、査定を通じて検討していくところではある。順次、段階的にその状況を庁内的にも共有しつつ、予算が確保できるように我々としても取り組んでいきたいと思っている。当然そのときの状況次第で、ほかにやらなければいけない政策がある場合に後ろ倒しする可能性が全くないとは言えないと思っている。ただ、我々事務局としては進めたいと考えているところである。

○いいじま委員 地域協議会の方にこれだけ話し合っていて考えていただいているわけで、これだけ出せると言っておいて、結局建てる段階、改修する段階になって出せなかったと言うのはおかしいかと思う。これから物価が下がることはなく上がることだけしか考えられ

ない状況で、その中でもこれだけのお金は最低限出してもらいたいような前提で多分皆さんも話し合っていたと思う。このところはやはり確保されたということで皆さんも話し合っていると思うが、その辺はいかがか。

○萩野資産活用担当課長 この第5回のニュースの中で、3階建てに建て替えをする案というのは、ほかの2つの種類費用的に全く異なっている。こちらについては市としてもやるべきではないと今思っているところである。したがって、こちらは出してほしいと言われたので出させていただいたが、3階建てに建て替えをすることは、市としては選択できないものと考えている。ただ、改修と建て替えについてはインシャルコストがほぼ変わらない。当然費用がここまでかからないようにする工夫はしていきたいと考えている。また、ランニングコストについては、平屋建て1,100平米のほうが当然安くなってくる。

市としては、今後の維持管理も考えたときにこのほうがよいと考えており、地域協議会の委員の中でも、いつかどこかのタイミングでは平屋建て替えにすべきなのだろうという理解をしてくれている。それが今のタイミングなのか、先のタイミングなのかというご議論をいただいております。その委員からは今建て替えをすべきなのではないかというご発言があった。その他様々ご意見があり、その中で地域協議会として結論を出していただきたいと思っているところである。

○いいじま委員 現実的には3階建て改修か平屋建てでの建て替えのどちらか、整備費用でいえば大体12億円ぐらいの感じで考えておられる。3階建ての建て替え19億円というのは考えていない。そのことは地域協議会の方にはしっかりと伝えておられるのか。

○萩野資産活用担当課長 こちらは考えていないということ伝えていし、委員からこの費用は幾らぐらいなのかを出してほしいと言われたので出させていただいたという説明をしている。

○いいじま委員 これに基づいて地域協議会でレイアウト案を作成しておられると思うが、地域協議会ニュースの4号で改修の場合の説明レイアウト（案）の説明があった。これ実は市公式ホームページを見ると、本当に1階、2階、3階ときれいにレイアウトとした案が載っている。本当に夢のようなというか、これができたらよいなという案が出ているわけであるが、これも全て実現可能なのか。いろいろ皆さん希望を言っていてできないこともあると思うが、例えばこのレイアウト（案）にはお

風呂も入っている。これは改修案なので修正して使うということだと思うが、実際に予算的にあるいは法的・技術的にこのお風呂というのが仮に無理というのであれば、ほかのことでも予算的に法的・技術的に無理だということがあれば、そこは最初から協議会協議会の委員に伝えた上でレイアウト（案）も考えていったほうが現実的ではないかと思う。あまり夢のようなものを詰め込み過ぎて、非常に良い案であるが、実際に建てる、あるいは改修の段階になってみたら、自分たちの意見が全然取り入れられていないではないか、できないではないかとなったら、逆に住民の方を失望させるだけで、何のために自分たちは地域協議会で話してきたのだろうとなると思う。そこはやはり、希望を聞くのはすごくよいことだと思うし、今回の取り組みはよいことだと思うが、あまりにも無理だということは、なかなか言いにくいかもしれないが、これは少し厳しいということは市でもしっかりと行っていくべきではないかと思うが、その点はいかがか。

○萩野資産活用担当課長 改修の場合も建て替えの場合もそうであるが、レイアウトは地域協議会の委員から作成していただいたものとなる。こちらは詳細な検討、法的・技術的な検討まで至っていないというのが正直なところである。ただ、費用の積算に当たっては、かなり大がかりな工事が多いということも踏まえて金額の試算をしているところである。それを踏まえた金額として11.7億円を試算ベースではじかせていただいている。

実際にここまでやる必要がないかもしれないと委員さんもお話をしているし、我々も改修内容が小さくなれば当然費用が安くなると捉えているので、そのような発言をさせていただいているところになる。お風呂の話もあったが、お風呂については維持管理経費がかかるという話もさせていただいているし、また現状の利用も少ない中で本当にここを残したらよいのかどうか、我々としても地域協議会の中でご議論をいただきたいと思っている。

欲しいと言う方がおられる中でなくすというのは我々も少し言いづらいところがあるし、委員さんの中でも、特に何人かの方に私もお尋ねさせていただいたが、老人福祉館を利用できる年齢の方でもお風呂は利用したことがないと言う委員さんもおられたので、その辺りは地域協議会の協議を見守りながら、市としても発言を求められたらしていきたいと考えている。

○いいじま委員 ぜひお願いしたいと思う。いずれ地域協議会の方からこのようにしたいというご提案が出るかと思うが、それは本当に住民の方々、地域の方々がい

いろ考えてくれたご要望だと思うので、もしその提案が出たときは、その要望をできるだけ全て実現できるようにご尽力いただきたいと思う。地域協議会の方々は一生涯懸命話し合っていたいただいているので、委員の方が失望しないような会議を進めていただけたらと思う。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

この際、協議会を暫時休憩する。

午後0時04分休憩

午後1時00分再開

○小林委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

協議会事項7番、諏訪複合施設（老人福祉館・地区市民ホール）の整備についてを議題とする。

市側の説明を求める。

○田島協創推進室長 協議会資料の7をお開きいただければと思う。先ほどは東寺方複合施設のお話だったが、今回諏訪複合施設である。諏訪複合施設は、こちらにあるように老人福祉館と地区市民ホールが入っている施設である。

資料の1ページ目にあるコミュニティ施設の今後のあり方に関する基本方針、これは令和7年2月決定し、3月の総務常任委員会でもご報告をさせていただいた。そちらにある、先ほど午前中にもあったアセットマネジメント計画を今後策定していくが、その中でもうたっている未来のコミュニティ施設ということで、多少前倒しになるがその考え方を受けて、多世代共生型のコミュニティ、今協創を進めているので、そういったコミュニティが生まれる場にこのコミュニティ施設、コミュニティセンター、コミュニティ会館についてはしていきたいと考えている。

具体的にこの諏訪複合施設については、そちらに書いているがご案内のとおりかなり老朽化が進んでおり、また耐震基準を満たしていない状況にあるので、なるべく早い段階でこの方針の中では仮施設に一度移していきたいと考えている。当面の間はその仮の施設に地区市民ホールとしての機能は残し、仮施設に移す時点で老人福祉館という機能は廃止していきたいと思っている。

3館共通して大規模改修、また再整備のタイミングで、先ほどもあったがいろいろ多世代の市民の方がこの限られた公共施設という財産をシェアしていくという考え方

を今のアセットマネジメント計画の中では取っているの
で、その方針に基づいて個別の世代のみ利用できるとい
う老人福祉館については今後順次廃止していきたいと思
っている。

特に、この諏訪複合施設については、近隣のエリアの
中で都営住宅の建て替え、URの団地再生事業、都営住
宅については既に進行しているが、将来的に環境整備、
土地のあり方がかなり変わっていくので、そういったこ
とを勘案しながら、将来的にはあのエリア、永山、諏訪、
馬引沢地区はコミュニティセンター、コミュニティ会館
が整備できていないコミュニティエリアでもあるので、
いずれかを将来的に整備をしていきたいと考えている。
こういった考え方を、この基本方針の中では入れた。

次のページであるが、この諏訪複合施設と今回仮施設
として利用していこうと思っている諏訪会館の位置関係
を航空地図で示したものである。現行の諏訪複合施設が
あり、来年度中にはこの簡易施設、諏訪会館という近隣
の諏訪5丁目にある都営住宅の自治会が以前は集会施設
として使っていて現行は使っていない施設を一部改修し
て、地区市民ホール機能を移していきたいと思っている。
将来的には、雲のような、クラウドのような形で入れて
いるが、このエリア、諏訪4丁目・5丁目、また永山4
丁目といったエリアの中に、将来的にコミュニティセン
ターなりコミュニティ会館を整備していきたいと思っ
ている。

次のページが仮施設の地区市民ホールとして利用して
いこうと思っている諏訪会館であるが、この3つを会議
室として、現行は第2・第3については和室になってい
るが、これを改修することで洋室にし、またトイレ等
についても車椅子でも対応できるようなトイレ等に改修し、
こちらを地区市民ホールで使っていきたいと思っている。

次の4ページ目は全体的なスケジュールになるが、上
から現行の諏訪複合施設、中段が仮施設、将来的に整備
しようとしている新施設になる。現行の諏訪複合施設に
ついては、令和8年度中、今の想定では10月末ぐらいに
閉館していきたいと思っている。諏訪会館を活用した仮
施設については1月中旬ぐらいに開館したいと思ってい
るので、これに関する設置条例、地区市民ホール条例、
老人福祉館条例の改正案を3月議会に上程させていただ
ければと思っている。令和8年度中にこの諏訪会館の仮
施設の内装を中心とした改修工事を行い、その後現行の
施設から仮施設に引っ越し作業等を行いながら、年度中
には仮施設をオープンさせていきたいと思っている。並

行して将来新施設としてコミュニティセンターなりコミ
ュニティ会館を整備していきたいと思っているので、今
のエリアでもエリアミーティングを行っているが、そう
いったものを使いながら、また今新しい住民の方にもか
なり入っていただいているので、そういった方も含めた
形で検討会等を開催していきたいと思っている。

次のページであるが、先ほど申し上げた条例改正を3
月議会に上程させていただこうと思っている。地区市民
ホール条例については上の四角囲みになるが、まず位置
を変えるので5丁目4番地から5丁目2番地に、また使
用料についても、使用料全体の改定は令和9年10月にな
るが、このタイミングで一部区分と部屋の広さが若干変
わるので、それに伴う使用料改正を行いたいと思ってい
る。

老人福祉館については、先ほど申し上げた現行施設の
閉館とともに閉じていきたいと思っているので、そちら
を削除する改正を行いたいと思う。これに伴い9月に、
議員の方にも多く参加いただいたが、主に利用者の方向
への説明会・意見交換会を2回ほど行わせていただいた。

その中でも様々ご意見をいただき、その説明会の時点
では現行施設は9月末に閉じて仮の施設を2月をめどに
開館していきたいというご説明をさせていただいたが、
主な意見交換の内容等にもあるが、地区市民ホールが使
えない期間をなるべく短くしていただきたいというご意
見等もいただいたので、これまでは4か月ほど閉じる期
間を設けていたが、それを2.5か月ぐらいに若干短縮し
ていきたいと思っている。

また、駐車場の確保、特に貸室の部屋の数と若干面積
が小さくなるということもあったので、なるべく利用す
るこまを減らさないように、できるだけふやす方向で検
討いただきたいということと、使用料についても現行と
あまり変わらないようにしてもらいたいというご意見を
いただいたところである。

これを受けて、次のページで、まず先ほどいただいた
ご意見、先ほど申し上げたように閉館して利用できない
期間をなるべく短くしていきたいと考えたので、内部で
もかなり調整し、現行の施設については10月末に閉館し、
仮施設についても若干早めて1月中旬にはオープンして
いきたいと思っているので、これまで想定していた使え
ない期間を4か月から2.5か月に短縮していきたいと思
っている。

もう1点、区分も、これまでは中段の四角にあるよう
に午前と午後と夜間という一日3区分に分けていたが、

今利用者の方々にアンケート調査をして聞いているところであるが、一日全体を3つの区分から6つの区分にある程度細分化して利用できる団体の個数をふやしていきたいと思っている。

最後が使用料の額であるが、上の表が現行の諏訪地区市民ホールの使用料になる。今4部屋あるが、これが仮施設になると3部屋になり、数と面積が若干減る。あと、先ほど申し上げた区分を午前、午後、夜間の3区分から6区分に再編成していきたいと思っている。基本的に原価については、今の地区市民ホールの使用料の額を計算した原価を再計算して平米当たり1時間当たりの原価を出し、それに対して時間数等を掛けて計算するとこのような金額になるので、基本的に案1にするか案2にするかについては今アンケート調査等で伺っているところであるが、仮施設についてはなるべく今と同等の金額で運用していきたいと思っている。説明は以上である。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。池田委員。

○池田委員 市民説明会でもあったと思うが、今のところはバス停がすぐで便が良かったと思うが、今度諏訪会館になるとバス停から少し距離があり不便になるかと思う中で、駐車場は諏訪会館にはなかったような気がするが、駐車場という声もあったことについてどのように考えているのかお答え願う。

○田島協創推進室長 言われるように諏訪会館自体には駐車場が整備されていないので、先ほど申し上げた諏訪会館自体が諏訪5丁目という都営住宅の中の一歩東の隅にある施設になる。基本的には都営住宅にお住まいの方向けの駐車場がかなり諏訪会館の周りにも整備されている。今、都営住宅にお住まいの方で車を利用している方の人数が減っているということでもかなり空きがある状況であるので、その空いている駐車場を何とか東京都さんのほうにお貸しいただけないかという調整を行っているところである。ちょうどあしたもこの関係で都庁に行ってきたと思うが、基本的には現行と同じように、今大体6台～7台留められる状況であるので、同じような台数を諏訪会館についても整備していきたいと思っている。

○池田委員 あと利用できる部屋は今、下が2つ、2階が2つである。それが3つになってしまって部屋がすごく狭くなると、不便さという部分で現在利用している団体も地域のほかのところに分散するのではないかと思うが、その辺で今利用している団体が例えば2.5か月に短くしていただいても全て戻ってくるとは限らないと思うの

で、周りの施設との関係性をきちんとフォローできるのかどうかと、あと団体は諏訪会館に新たに申し込み申請をしなくてはいけなくなるのか、それともそのまま引き継げるのか。

○田島協創推進室長 2点いただいたが、まず1点目、仮の施設についてはどうしても部屋数が減り、面積も減るので、今までご利用いただいていた団体に若干ご不便をおかけするところである。橋本議員からも一般質問でいただいたが、調整は今後もしていきたいと思うが、基本的にはほかの公共施設、ベルブ永山公民館、ひじり館等、距離は少し離れるが近隣のほかの公共施設をご利用いただくという対応になろうかと思っている。

あと団体登録については、基本的には1枠あるが、あくまでも地区市民ホールであるので年度で登録をいただくから、令和8年度当初の登録については仮の施設でも引き継げるようにこちらの事務局として配慮していきたいと思っている。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。いぢち委員。

○いぢち委員 仮の施設になる諏訪会館について少しお伺いする。これまでの諏訪会館の利用実績と、今度は仮の施設としての役目が終わった後にお金を入れて整備するわけであるが、その後の使い道等、何かプランがあるのかどうか、2つ伺う。

○田島協創推進室長 諏訪会館をコロナ禍前までは諏訪5丁目自治会で集会施設として使っていた経過がある。ただ、コロナ禍に入った段階ぐらいから、諏訪5丁目には商店街に近いところにもう一つプレハブの集会所があるので、基本的にはそちらを使っており、こちらは倉庫としてのみ使っていたという状況である。今回特に内装を中心に改修をさせていただきたいと思っているので、そちらについてはなるべく最小限という形にしていきたいが、令和8年度の当初予算に予算要求で計上していきたいと思っている。実際にこの諏訪会館という仮の施設をどこまで使用するかについてはまだ具体的な見通しが立っていない状況である。

本日の資料の4ページにも入れたが、実際にはこの土地は諏訪5丁目2番地という都営住宅が建っている敷地内にある施設である。この諏訪4丁目・諏訪5丁目の都営住宅は今建て替え工事が進行しているところであるが、将来的には諏訪5丁目については全て諏訪4丁目に移転していただく計画になっている。この諏訪5丁目にお住まいの皆さんが諏訪4丁目にこれから建設する予定の都営住宅に移られた時点で基本的には東京都で都営住

宅の建物自体を除却する予定であるので、その時期に合わせてこの諏訪会館についても除却をしていく方向になろうかと思う。基本的にこの諏訪会館を地区市民ホールとして使用できる期限というのは、諏訪5丁目2番地に立っている都営住宅の除却される期間までかと思っている。

○いぢち委員 使用時期・使用期限と新しい施設の建設のスケジュール的な見合いについて整合性が取れているのかと、今ご説明いただいたとおり、少し言い方は悪いが諏訪会館に関しては除却がゴールになっており、仮の施設として最低限使える程度の手を入れてその間の維持をしていくという考え方でよいのかどうかの2点を伺う。

○田島協創推進室長 基本的に諏訪会館については公共施設であるから仮設の施設ではないが、便宜上現施設、仮施設、新施設と言っているの、仮の施設としての運用になる。冒頭でもお話しした現行の諏訪複合施設については、かなり以前のタイミングで耐震の診断をしている。

その中では、公共施設としてはかなり基準を下回るような状況になっているので、市の所管課としても、あの施設についてはなるべく早くいずれかの施設に移るなりする必要があろうかと思っている。公共施設として提供する建物としては基準が満たされていないので、あくまでもこれは仮の施設というか、新施設が実際に再整備できる時期も場所も決まっていな中ではなかなか申し上げづらいところもあるが、あくまでも仮の対応として一度移っていただく、市としてはそれが最善であると判断して、このような対応をしているところである。

○いぢち委員 先に聞いたことが少しわかりにくかったかと思うが、言ってみれば新施設ができる時期と諏訪会館を除却する時期がうまく重なればよいが、そうでないとあの地域の方々が使える公共施設がない空白の期間が生まれ得るのではないかと、その辺をどのようにお考えか再確認させてほしい。

○田島協創推進室長 今日の資料の2ページ目に航空地図でお示しましたが、新しい施設を整備する場所、整備する時期については現段階で具体的に決まっていなので、実際にどこに整備されるかによっても時期が変わってこようかと思う。今、いぢち委員が言われたように、除却の時期が先に来てしまえばこのエリアに実際にコミュニティ施設として市が提供できる施設がない期間が生まれ得ることは承知しているので、市としてもなるべく早く方針を立てて、新施設の整備にこれから取り組んでいき

たいと思っている。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、協議会事項8番、多摩市公契約条例の一部改正について(60歳以上労働者の適用)を議題とする。

市側の説明を求める。

○藤浪総務部長 8件目ということで、多摩市公契約条例の一部改正についてご説明をさせていただく。本件は同条例の一部改正を令和8年第1回多摩市議会定例会に上程したく、条例改正に至る経緯や概要について事前にご説明申し上げるものである。詳細については横倉総務契約課長から説明させていただく。

○横倉総務契約課長 ご説明をさせていただくが、資料については8番の資料になるので、併せてご覧いただければと思う。

改正の概要である。公契約条例の適用する業務委託契約、指定管理協定において、60歳以上の労働者も適用の対象とするということで、施行日を令和9年4月1日として予定しているところである。

本条例であるが、こちらは5,000万円以上の工事の案件、また施行規則で指定されている施設、公園等の維持管理等の業務委託、指定管理協定について1,000万円以上が対象になっているものである。この条例では、受注者は労働者に市長が定める労務報酬下限額の金額以上の賃金を支払わなければならない等が定められているところであるが、この労働者について、年齢の部分で業務委託と指定管理協定については60歳以上を対象外とする規定があったが、これを廃止するというのが今回の条例の改正内容である。

資料の1番、改正の概要の1つ目のポチのところであるが、今言ったことがあり60歳以上の労働者は業務委託等については適用対象外としていたところであったが、これは条例の制定当時に、60歳以上の労働者に対して労務報酬下限額を適用すると事業者はいわゆる若い世代にシフトして雇用するのではないかとという心配があったので、このような条件を定めていたところである。しかし、昨今の社会情勢があり、65歳までの雇用の確保が義務化されているという状況を踏まえた上で、公契約の審議会の答申などを鑑みながら、こちらの部分を改正するところである。

今回の改正に当たっては、受託事業者に対してアンケ

ートなどを実施しており、この改正の時期などを問うたところであるが、その結果の中では「令和10年4月～」または「対応不可」と回答しているアンケートもあったが、そちらを回答いただいた事業者には個別に改正の趣旨等をご説明してご理解いただいたところである。後ほどアンケートをご紹介したいと思っている。

こういった状況があり、公契約審議会でも改正して施行する時期はよく考えて猶予期間を設定したほうがよいというご意見もあったので、令和9年4月1日施行を予定しており、これを令和8年第1回の市議会定例会に上程を予定しているところである。

2番の検討の経緯であるが、こちらは公契約審議会でもこれまでもずっと長く審議していたところである。平成25年度からここについて検討していこうということであったが、その後中・長期的な課題として継続して審議をしていたところである。そういった中で、昨年度令和6年度に集中的に審議会で審議し、結果として60歳以上を一律で適用除外とすることは昨今の社会情勢を鑑み妥当でないため、全年齢に一律で適用していこうということが示されたところである。

次のページであるが、そういった経過もあり、令和7年3月の総務常任委員会でもこれらについて報告している。また、今年度に入って審議会でもこの改正の時期についていつにしていくなかやり取りがあったところであるが、結果として先ほど申し上げたような時期での改正ということで確認がされているところである。

また、アンケートを取っているのを見ていただければと思うが、対象事業者52社にアンケートを取った。こういった形で事業者にご意見を聞いたところである。結果として、回答率80%であったが、問1のところ、9割の事業者が60歳以上の労働者を雇用しているという状況である。

また、次のページの問2であるが、この中でもアンケートに回答している事業者のうち8割が事業の運営上問題が生じる可能性が「低い」もしくは「ない」と回答している。

次のページの問4であるが、やはりその影響を私ども心配しているところであるが、いつからであれば影響・問題が生じないかというご質問をさせていただき、こちらのうち7者が「令和10年4月～」もしくは「対応不可」と回答しているが、ここについてはそれぞれの事業者に確認を取らせていただいた。そういった中では、どのような影響・問題が生じるかお聞かせくださいという欄が

(2)にあるが、予測できないところがあって明確に時期を示せない、60歳以上の方たちにも適用した場合、その分労働時間を減らすようなことが起きてくるのではないかといいところがあり、そういった中で労働環境の中での世代間での良い影響を与えるとは思えないといったご意見をいただいた。特にこの条例の改正に問題があるというような内容ではなかったこともあり、一通りご理解をいただいたと考えているところである。そういったことで今回改正をさせていただくので、令和8年3月に条例改正の議決をいただいたら、その後速やかに周知期間をしっかりと設けていきたいと思っている。説明は以上になる。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。池田委員。

○池田委員 12年かかったのかと思ってしまったが、結局年齢の上限を60歳以上としていたが、その年齢が撤廃されたという感覚でよろしいか。

○横倉総務契約課長 言われるとおおり、年齢の制限を撤廃するというのが一番わかりやすい言い方になるかと思う。

○池田委員 その中では、今はあまり影響がないような形のアンケート回答もあるだろうが、実際にやっていく中で事業者さんにいろいろ不具合が生じる場合もあると思うので、もし可決された場合には、中途でもアンケートやご意見が聞けるような体制をしっかりと取ってフォローできるように、ご助言いただけるようにしていただければと思う。

○横倉総務契約課長 対象の事業者の方には毎年1回必ずアンケートを取っており、常任委員会でもご報告させていただいている。今後改正になってまた影響が出た場合については、公契約審議会でもしっかりと審議していただきたいと思っている。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項9番、多摩市のカスタマーハラスメント防止対策についてを議題とする。

市側の説明を求める。

○藤浪総務部長 9件目、多摩市のカスタマーハラスメント防止対策についてである。ご案内のとおり、近年になりいわゆるカスハラの記事が様々な場面でクローズアップされ、昨年度には東京都が全国に先駆けてカスタマ

一ハラスメント防止条例を制定するなど、労働安全衛生上の課題として行政・民間併せてカスハラ対策が進められていることを踏まえ、事業所としての多摩市役所のカスハラ対策を進めてきているものである。

本年9月には、常勤・会計年度を合わせた全職員を対象としたアンケート調査を実施し、これらを踏まえ、本市としての活性化対策の考え方や大卒の対応策などを取りまとめたので、本日概要を説明させていただくものである。取り組みの範囲が多岐にわたることから、総務部内の連携により検討を進めてきたので、分担に応じて各課長から順次説明をさせていただければと思っている。

○薄井文書法制課長 私からは、まず今年9月に全職員を対象に実施したアンケート結果の概要についてご説明する。サイドブックの協議会9の資料の1ページ目をご覧ください。アンケートの対象者は、再任用職員及び会計年度任用職員を含む全職員、これに対する回答数は482人だった。

次に、2ページ目をご覧ください。回答者の中でカスハラを受けたことがあると回答した人が56%だった。

続いて、3ページ目をご覧ください。カスハラを受けたことがあると回答した職員の性別比は男女ほぼ半数だった。年齢層も幅広く、30代、40代、50代、60代がいずれも20%前後と、ほぼ同じパーセンテージだった。

4ページ目をご覧ください。最も困難であったと感じた事例について、さらに細かくアンケートをしている。まず(1)不当要求またはカスハラの行為者については市民が91%と、圧倒的に市民からが多い状況だった。(2)不当要求またはカスハラを受けた場面については、窓口、電話が多い結果であった。(3)不当要求またはカスタマーハラスメントの内容は、暴言、誹謗中傷が76%、長時間の拘束が73%と多い状況であった。

次に、飛んで6ページ目をご覧ください。(5)1回当たりの対応の拘束時間については、30分～1時間及び1時間～2時間との回答が多かった。

次に、7ページ目をご覧ください。(8)その結果業務にどの程度影響が出たかについては、合計70%強の職員が進捗に遅れが出たと答えている。

9ページ目をご覧ください。5、不当要求やカスタマーハラスメントの防止のために必要だと思うもののうち、(1)取り組みについては、不当要求・カスハラ事例に関する情報共有をしてもらいたいという意見が最も多く、(2)設備・機器については、防犯カメラのほか、ICレコーダーや録音機能付電話機など、何らかの録音機能を求める

意見が多くあった。

10ページ目をご覧ください。その他カスハラ対策に関する意見としては、組織として対応することが重要、どこからカスハラなのか線引きが難しいので研修等で教えてほしいという意見、事例を共有してほしいという意見が多くあった。アンケート結果については、以上である。

○森合人事課長 引き続き11ページ以降の多摩市としてのカスハラの防止対策について、人事課からご説明させていただければと思う。

防止対策としては、この図のとおり、まずカスハラに対して組織として毅然と対応することを各任命権者連名で宣言をさせていただければと思っている。どのような事例がカスハラに該当するのか、また、カスハラ防止に向けた取り組みや考え方、役割分担などを基本方針でまとめさせていただき、具体的な対応としてマニュアルや相談窓口の設置などを対応支援策として考えており、3層でカスハラに対して対応していきたいと考えている。

まず、防止宣言になる。防止宣言の案文についてはこの資料の15ページにつけさせていただいているが、内容としては、カスハラに対して職員個人任せではなく組織として毅然と対応していくこと、併せて相手に寄り添った丁寧な窓口対応に当たることを改めて宣言の中に入れてさせていただいているような状況である。

2番以降については、基本方針の内容になる。基本方針(案)についても16ページ以降につけさせていただいている。まずカスハラ防止対策基本方針の対象となる職員であるが、常勤再任用だけではなく会計年度任用職員、アンケートでもかなり多くの会計年度任用職員に回答してもらっている部分もあるので、かなり関心を持っているのかということもある。それから、委託事業者、指定管理者の従業員も対象にしているところである。

また、カスハラの定義についても規定させていただいており、ここに記載させていただいているアからウの3つの要件を全て満たした場合にカスハラに該当することも、方針の中で規定させていただいている。

次に、カスハラにも様々な種類があるので、5つの類型に分け、方針の中で規定をさせていただいている。1つ目としては、ア、執拗な苦情や不当な要求を繰り返す行為である。具体的には過度な要求を長時間にわたり何度も要求するなどが該当してくるかと思っている。

2つ目としては、イ、職員に対する暴言や、差別的な言動、侮辱的な言動になる。具体的には「ばかか」「死ね」「殺す」などの脅迫的な暴言、理由のない謝罪や土

下座を強要することなどが該当になるかと思っている。

3つ目として、ウ、身体的な暴力または暴力的な振る舞いになる。カウンターをバンバン強くたたき、あるいは物を投げる、物に当たるなどの行為に当たるかと思う。

4つ目としては、エ、著しい大声やどなり声による威圧的な行為になる。具体的な行為としては、自分の主張が通らないと怒り出す、声を荒げて誹謗中傷を重ねるなどの行為になってくる。

最後に、5点目として、オ、職員のプライバシーや名誉を侵害する行為及び性的な言動として職員の個人情報やネット上にさらすなどと脅かす行為や、業務に関係のない体形や容姿についてののしるような行為になる。これらを体系別に方針ではセクハラ行為として規定させていただいているところになる。

次に、任命権者、管理監督者、職員の役割責務について規定させていただいている。それぞれに共通する部分として、カスハラに関する十分な認識を持つこと、また自らいかなるハラスメントも行わないことを規定させていただいている。任命権者については、カスハラ防止対策の実施、カスハラに遭った職員の健康管理としてのメンタルケア、カスハラの程度や頻度によっては警察への相談や警告など、管理監督者である所属長と連携して検討していくことを役割としては持たせている。真ん中の管理監督者・所属長としては、職員個人任せではなく、組織で対応できるように職員相互にサポートし合う意識の醸成を図り、併せてカスハラに発展しそうな場合を含めて迅速かつ適切な組織対応を担っていくところになる。一番右の職員については、全てがカスハラに発展することではないので、まずは相手に寄り添って誠実な窓口対応を行うこと、またカスハラを受けたときや見かけたときには同僚や上司に速やかに報告するといった規定をさせていただいている。

下段の3番のところ、次に、総務部としての役割についても規定させていただいている。所管で解決できればと思うが、なかなかそうではないケース、対応の困難なケースもあるので、総務部としても所管課をしっかりサポートしていきたいと考えている。

まず、法務担当としては、対応マニュアルの改定を行い、カスハラの視点を追加することを行う。職員アンケートから把握したケースなどを共有事項として対応マニュアルに記載していきたいと考えている。また、困難ケースなどの個別的な対応相談や職員研修、カスハラ行為者への警告などを検討していければと思っている。

総務契約課としては、来庁者への周知としてカスハラ防止のポスターの掲示やカスハラに発展した際の証拠確認のための録音機の貸し出しなどを行っていればと考えている。

人事課としては、どこに相談してよいかわからないケースなどもあるかと思っている。そういった場合のまづ相談できる窓口を人事課に設置していきたいと思っている。それから、職員の研修やメンタルケアといったことも併せて担っていければと思っている。

次のページ、最後に、対応フローになるが、平常時、クレーム発生時、カスハラに発展したとき、カスハラ発生後の各担当者、所属長、総務部の対応について、それぞれの状況に応じた役割や行動例をフローにまとめ、迅速に対応できるようにこういったフロー図をつくらせていただいて、職員に周知していきたいと考えている。

15ページ以降については、先ほど少し触れさせていただいた防止宣言と方針の案となる。

今後のスケジュールについては、現在各行政委員会と最終的な調整協議を行っているので、今月末までに決定し、1月から新たな方針に基づいて市のカスハラ対策に取り組んでいきたいと考えている。説明は以上となる。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

私から。先ほど説明してもらったアンケート調査結果を見ても、市民からのカスタマーハラスメントは非常に深刻だと思っている。アンケート結果の公表も含めて今の実態をわかりやすく市民にお知らせすることが今後のカスハラを防ぐ上でも重要かと思うが、その点の今後の展開についてはどのように考えているのか。

○藤浪総務部長 今回のアンケートでも今の状況が、正直なところこういう状況があるのだなということが見えてきたなと思っているので、どのようにまとめるのかはこれからになるが、このカスハラ対策についても当然職員だけでできるものでもないし、以前議会のご質問をいただいたときに、市の集まりのときにも少し大きな声を出されたりして周りの方が非常に迷惑されるケースなどもあると伺っているので、全体でそういうものについてお互いに抑制できるとよろしいかと思っている。

については、この辺のアンケートがいずれかの形で役に立つのであればお示しをしながら、市全体で取り組むような機運づくりができるとうよろしいかと思っている。ただ、どのようにやるのかまでまだ詰め切れていないので、その進め方等については検討させていただければと思っている。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。池田委員。

○池田委員 ハラスメントには様々なことがあると思う。中にア、イ、ウ、エ、オとあってカスタマーハラスメントの定義が書いてあるが、そのところの肩や腕を触るといのはもうセクシュアルハラスメントかと思ってみたりする中で、「パワハラ」という言葉もあると思うと、カスタマーハラスメントに特化したような、これはどちらかという市民から守るということであるが、全てのハラスメント防止対策でもよかったかと思う。このカスタマーハラスメントに特化したのには何か理由があるのか。

○森合人事課長 数年前までは「カスハラ」という言葉自体もあまり周知されていなかったのかというところを含めて、昨今いろいろなハラスメントも出てきている中で、特に昨年秋に東京都が条例をつくって今年の4月から施行しているところを含めて、今までも市として言葉的に「ハードクレーム対応」のようなマニュアルはもちろつくらせていただいていた。その中に今回新たなカスハラという視点をあえて入れさせていただいたところである。もちろん、ご意見いただいたようにいろいろなハラスメントがあるので、そういったところを含めて網羅できるような形にしていきたいと思っている。

○池田委員 こういう宣言をしていただくことは、不当要求について私も一般質問で取り上げたことがあったが、不当要求のようなものにはしっかりと市としての姿勢というか、非常によい形で宣伝できる、市民の方たちにもご理解いただけるようなアピールになるかと思うが、様々なハラスメントがあると思うので、しっかり網羅できるような内容を入れ込んでいただけるとよいかと思う。周知がこれからも一番大事だと思うので、宣言をつくって終わりではないので、よろしくお願ひしたいと思う。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項10番、令和7年給与改定についてを議題とする。

市側の説明を求める。

○藤浪総務部長 10件目の令和7年給与改定についてである。本件は、本年10月の東京都人事委員会勧告を踏まえて本市の給与改定を行いたく、その概要を説明するものである。なお、改定に係る関連予算と改正条例は、今議会の最終日に議案として上程する予定とさせていただ

いている。改めてご審議のほどお願ひする。詳細については森合人事課長から説明させていただく。

○森合人事課長 それでは、令和7年の東京都人事委員会勧告の内容と、それに伴う本市の給与改定の状況について、資料に基づいてご説明をさせていただければと思う。

まず第1の概要になる。これは令和7年の東京都人事委員会勧告の主な内容となる。例月給及び特別給ともに4年連続の引き上げとなる。まず例月給になるが、公民較差1万3,580円、3.24%解消のため、それぞれ給料表を引き上げというところになる。職務給の職責差をより一層給与へ反映する観点から、各級にめり張りをつけた改定となる。

なお、昨年引き続き、人材確保の観点から初任給や若年層に重点を置きながらも、管理職においても全体の平均改定率を上回る引き上げを行い、その職責に応じた処遇の強化も図るものになっている。

続いて特別給になる。特別給については、年間支給月数を0.05月分引き上げとなる。年間4.85月から4.90月になる。増額分については、期末及び勤勉手当に等分となる。また、各種手当になるが、管理職手当については、その職責の高まり等を踏まえ、給料表のアップデートや管理職手当の改正についても勧告されている。具体的な内容についてはこれから東京都からまた追って詳細が来るかと思っているが、現時点では勧告までになっている。

住居手当については、採用における競争力向上の観点から、27歳までの職員に対する支給額を現行1万5,000円から3万円に引き上げる勧告となっている。

これらの勧告を受けて、第2になるが、本市における具体的な改定内容を記載させていただいている。まず例月給であるが、改定期期については本年4月にさかのぼっての改定とし、令和8年1月支給分から給料表を改定することになる。適用される給料表については記載のとおりとなる。(2)になるが、これらの給料条例の改正については、今議会の最終日に追加議案として上程させていただくことになる。また、引き上げの適用日は本年4月1日にさかのぼって適用されることから、4月から12月分の給料等については差額支給として令和8年1月30日に支給することとなる。

続いて2の特別給になるが、常勤職員及び再任用職員ともに0.05月分引き上げ、それぞれ本年12月の期末勤勉手当で実施する。なお、改正条例についても今議会の最終日に追加議案として上程させていただくことから、例

月給と同様に差額支給としては令和8年の1月30日に支給していきたいと考えている。

続いて3の住居手当になる。都に準拠し採用における競争力向上の観点から、現行の主事・主任・係長級の年度末年齢34歳までの職員で、居住するための住宅を借り受けている場合は、月額1万5,000円を限度額として支給している枠組み自体は維持しながら、27歳までの職員については限度額1万5,000円を増額し最大3万円まで引き上げることとする。

なお、適用日は令和8年の4月1日になる。

続いて4の宿日直手当になる。給料表の改定に伴い、東京都に準拠して本年4月1日に遡及して宿日直に勤務した場合に支給する手当額を現行の6,100円から6,300円に引き上げ、遡及する差額についても令和8年1月30日に支給するところになる。

続いて第3になる。これらの改正に伴う条例改正については、今議会の最終日に追加議案として上程させていただければと思っている。

最後に、第4、その他になる。市長、副市長、教育長の期末手当については、常勤職員の期末勤勉手当の年間支給月数と連動することになっているので、今回の改正に伴って市長、副市長、教育長の期末手当についても0.05月引き上げ、年間4.90月となる。また、会計年度任用職員についても、常勤年度となっているので、基本的には同じ支給月数となってくる。説明としては以上である。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、協議会事項11番、多摩市観光まちづくり基本方針(素案)についてを議題とする。

市側の説明を求める。

○磯貝市民経済部長 11番、12番の計2件が今回市民経済部からのご報告案件となっている。順番に所管課長よりご説明をさせていただくのでよろしく願います。

○加藤商業・観光担当課長 では、協議会資料11番、資料は3つご用意させていただいているが、まず多摩市観光まちづくり基本方針(素案)についてをお聞き願う。本件は、本市の観光に関する基本方針として策定する多摩市観光まちづくり基本方針(素案)を策定したのでご報告するものである。

まず1番、これまでの経過についてである。平成31年に本市の魅力向上、来街者の増加等を図るための取り組

みについて協議するとともに、会員が相互に連携して事業等を行うことにより多摩市の観光振興及び定住促進並びに地域経済の活性化に寄与することを目的として、企業、大学、市民団体等による多摩市観光まちづくり交流協議会が設立された。令和2年3月に、交流協議会から多摩市観光交流まちづくりランドデザインが市に提言された。その中では、観光施策の方針の策定、観光の中核的組織の設立について検討していくこととなっている。コロナ禍の影響なども見定めながら、庁内課長級の多摩市観光まちづくり基本方針策定委員会で検討し、経営会議を経て本素案ができたのでご報告させていただくものである。

方針についてのご説明に移る。資料の1、多摩市観光まちづくり基本方針(素案)をお開き願う。こちらの構成についてであるが、2ページ目に目次があるので、そちらをお開きいただければと思う。本方針は、第1章、はじめに、第2章、多摩市観光まちづくり基本方針の考え方、第3章、多摩市観光の目指す姿・取り組み方針、第4章、現状と取り組み方針を実現させるための課題、第5章、おわりにの章立ての構成としている。

内容については、資料の2、概要版をご用意しているので、こちらをお開き願う。1、左側であるが、第2章、基本方針の考え方である。(1)方針策定の趣旨・目的については、いわゆるシンボリックな従来型の名所・旧跡のある観光地ではない多摩市が都市型の観光に取り組むことについて、多様な主体と連携し、活動を支援しながら推進する今後5年間の観光施策の方向性を定めることとさせていただいた。1の(2)では、本方針の観光についての定義に触れさせていただいている。多摩市の観光資源を通じて楽しみ、街を訪れ、消費し、再訪したくなるような「来訪・消費・再訪」の循環的な関係性が生み出される活動を本方針での観光と位置づけている。

次は、右側、2番である。第3章の多摩市観光の目指す姿・取り組み方針である。(1)には目指す姿を「発見と交流が広がり、多様な価値が調和するまちの実現」とした。市の観光資源や様々な主体が展開しているイベントを通じて来街者や地域住民、まちづくりの担い手などとの交流が生まれることにより多様な価値が調和し、地域経済の活性化やコミュニティの醸成といったまちづくりに発展していくことを目指すものである。

目指す姿の実現に向けた取り組み方針は4点である。方針1は、多摩市ならではの観光資源の発掘と磨き上げとし、資源とともに人材の発掘なども行い、市民にとつ

てシビックプライドの醸成、来訪者にとっては再訪したくなる価値の磨き上げとしている。方針2は、来訪者層ごとの誘客戦略と効果的な情報発信とし、近隣の方々、離れた日本全国、インバウンド、そういった層に対する展開と発信ということで入れている。方針3は、滞在時間の延伸と満足度向上とし、回遊性や泊まれる場所、シーンなどによる取り組みで満足度を高めるものとしている。最後の方針4、観光を推進する中核的な組織の設立に向けた検討とし、機動的で自由度が高い施策の展開を進め、機を捉えた観光振興をしていくために（仮称）観光協会の設立を検討していくものとさせていただいた。

初めにお聞きいただいた資料にお戻り願う。3番の今後のスケジュールについてである。12月23日から1月23日まで、この素案のパブリックコメントを実施し、そちらでいただいた意見を踏まえて2月に課長級の策定委員会で原案を確認、2月の経営会議で決定を得て、3月の総務常任委員会の協議会でご報告をさせていただくということで考えている。

説明については以上である。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

○いいじま委員 ご説明ありがとうございます。方針を読んで、当会派も主張してきた観光協会の設立を検討していくという方針が出たということで、非常にうれしく思うところである。

今は観光まちづくり交流協議会さんにやっていたが、この交流協議会と新しく（仮称）観光協会ができた場合の関係はどういう位置づけになるのか。

○加藤商業・観光担当課長 （仮称）観光協会ができたときに観光まちづくり交流協議会はどうなるのかというところであるが、方針策定と中核的組織としての観光協会についてということで協議会から提言をいただいたが、今回のものが市からの回答ということにまずなろうかと考えている。この方針を踏まえて、協議会にも諮りつつ検討していくのが次のステップになるかと思っている。協議会は、オール多摩市で観光振興ができるような担い手組織が必要だということで設立しているものである。それぞれの企業様の考え方もあると思うので、協議会がそのまま観光協会に形を変えるわけではないと思うが、屋上屋は重ねないような形で協議をしながらその整理をしていくということで検討していきたいと思っている。

○いいじま委員 今回方針がこれからパブリックコメントを経てできていくということで、ぜひ進めていただきたいと思う。1点、以前の協議会でお聞きすればよかつ

たかと思うが、観光まちづくり交流協議会さんが出していた提言の多摩市の観光の目指す姿として、「お洒落で贅沢な活力ある多摩観光の中核的役割を目指して」とあるが、この「お洒落で贅沢な」、特に「贅沢な」というのはどういう意味で提言されたのかお聞きしたいと思う。

○加藤商業・観光担当課長 こちらのグランドデザインが出た時期は令和2年3月となっているので、コロナ禍よりも前の時期というのがまず1つポイントとなっているところかと思う。こちらの意味するところであるが、キャッチーな言葉を使っていくのが多分一つ必要だったのかということであるが、こちらの意味としては、「お洒落で」というのは、いろいろなものを選べるというところがおそらく大きかったかと思う。

多摩市に来たときには、いろいろな体験、多摩センターでやっているイベントもそうであるし、今は聖蹟桜ヶ丘かわまちづくりのイベントもできている、歴史に触れることもできるし、テーマパークもある、いろいろなものがあるということでお洒落である。「贅沢な」という部分でも、それを選べるというところが今のお話と重なる部分でもあるが、そういったことを意味しているかと思っている。

多摩市の観光の一つの魅力になる部分というのは、コト消費、イベント等で体験ができるということだと思う。いろいろな主体の方が実施しているもの、それ以外にもアニメのコンテンツもあるので、選べるだけのいろいろなものがあって体験することができる、「贅沢な」という言葉の意味するのはそういうことかと捉えているところである。

○いいじま委員 「贅沢な」、これは経済的なというよりはいろいろなものがあっていろいろな体験ができる、いろいろ選べるといった意味で贅沢だという趣旨かと私は感じた。ぜひ多摩市らしさを打ち出した観光を目指していただきたいと思う。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。池田委員。

○池田委員 関連であるが、「贅沢な」という言葉にはあまり良い印象がない。そうやって説明があればよいが、これはパーンと文字で出るではないか。そのときに今のように説明があり、こういうことであるとなればよいが、言葉だけ出してしまうと、「贅沢な」という言葉にはマイナス的なイメージがあり、何でこの言葉が使われたのかが本当に伝わってこない。体験できるような選択肢が多いということでの説明があるとよいが、この言葉だけを言われてしまうとそれが全然伝わってこないが、どうな

のか。

○加藤商業・観光担当課長 言葉の受けるイメージというのはすごくあると私も思っている。今回、資料1が素案となっているが、今議論の焦点になっているのが15ページのところに出ている参考資料で、「多摩市観光・交流まちづくりランドデザイン」の内容、先ほど申し上げたとおり令和2年に観光まちづくり交流協議会から提言としていただいたものである。これはこの時点でいただいているものである、ここを変更することはおそらくできないと思っている。

これを受けてつくっているものが14ページまでのところになる。この中では「お洒落で贅沢な」という言葉を使っていない。先ほどいいじま委員からお尋ねがあった部分を記載して今回多摩市ならではといったところをどのように捉えるかということで作らせていただいております、この目指す姿が3章のところ、先ほどの概要版の右側にあったように「発見と交流が広がり、多様な価値が調和するまちの実現」ということで置かせていただいているところである。意図は酌み取りながらも、市民の方々、事業者の方々にも伝わりやすいような、誤解が生まれにくいような表現に改めさせていただいているところなので、ご承知おきいただければと思っている。

○池田委員 万が一何か言葉にするとときに、たくさん吹き出しをつけるぐらいの思いでやられたほうが誤解が生まれにくいと思うので、注意していただければと思う。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項12番、特定生産緑地の指定についてを議題とする。

市側の説明を求める。

○麻生経済観光課長 それでは、協議会資料の12をお開き願う。毎年この時期に、多摩市の生産緑地の状況について委員会にご報告をさせていただいているところである。今年のご報告をさせていただきたいと思う。

まず1ページ目の項番2、令和7年度に特定生産緑地に指定する生産緑地についてをご覧願う。3行目、真ん中あたりに「今年度は本来であれば」というところがある。令和8年度指定の生産緑地が対象となるところであるが、昨年度に既に指定済みであり、また平成9年度から平成13年度指定の生産緑地はないことから、今年度の特定生産緑地の指定申請の受け付けはなかった。次の

指定申請受け付けは令和11年から準備行為を再開する予定となっている。

1ページ送っていただいて、項番4、令和7年度の特定生産緑地の公示についてをご覧願う。申請状況であるが、AとBは今年申請がなかったためゼロヘクタールとなっている。Cの項番、昨年度までに指定した特定生産緑地は約22.0ヘクタールとなっている。Dの全生産緑地、これは平成9年度以降の指定のものも含む生産緑地全体の面積であるが、23.6ヘクタールとなっている。

ちなみに令和6年度の実績が23.8ヘクタールだったので、0.2ヘクタールほど減っているような現状である。今年度までに申請済みの割合というところでA+CをDで割った割合が全体の面積の93%が生産緑地に指定されているところである。

項番5、今後の予定である。先ほど、令和11年から準備行為が始まるというご説明をした。次回は令和12年度から再開の見込みとなっている。説明については以上である。

あと1点、口頭で情報提供させていただきたい案件がある。多摩市の森林整備計画のことであるが、申しわけないが口頭になる。本市には令和3年4月1日から令和12年度末までの10年間を計画期間とする多摩市森林整備計画がある。

この計画であるが、東京都の多摩地域森林計画書を上位計画として策定している。今般東京都より都の計画について5年に一度の定期見直しを行うという連絡があった。計画の定期見直しを行い、令和8年4月1日に改定する予定ということである。現在都から示されている変更案を見る限り、本市の計画に影響はない、変更は生じないものと考えているが、もし影響がある場合には、次の3月議会のときに総務常任委員会にご報告をさせていただきたいと思う。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

以上で協議会を終了する。

(協議会終了)

午後2時15分再開

○小林委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程は全て終了した。

これをもって総務常任委員会を閉会する。

午後2時15分開会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の
規定によりここに署名する。

総務常任委員長 小林 憲一